

令和3年第2回長与町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和3年6月1日

本日の会議 令和3年6月3日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

13番 吉岡清彦議員

職務のため出席した者

議会事務局 局長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
係 長 江口美和子君	主 査 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総 務 部 長 日名子達也君
企 画 財 政 部 長 森川寛子君	建 設 産 業 部 長 山口新吾君
住 民 福 祉 部 長 栗山浩二君	健 康 保 険 部 長 志田純子君
水 道 局 長 田中一之君	会 計 管 理 者 宮崎伸之君
教 育 次 長 山本昭彦君	教 育 委 員 会 理 事 田中真君
総 務 課 長 村田ゆかり君	秘 書 広 報 課 長 中村元則君
契 約 管 財 課 長 和田弘君	地 域 安 全 課 長 荒木秀一君
政 策 企 画 課 長 荒木隆君	財 政 課 長 木須紀彦君
土 木 管 理 課 長 山崎昇君	都 市 計 画 課 長 山崎禎三君
産 業 振 興 課 長 川内佳代子君	福 祉 課 長 山口聡一朗君
こ ども 政 策 課 長 宮司裕子君	住 民 環 境 課 長 中尾盛雄君
健 康 保 険 課 長 藤崎隆行君	介 護 保 険 課 長 細田愛二君
上 下 水 道 課 長 渡部守史君	教 育 総 務 課 長 森本陽子君
生 涯 学 習 課 長 北野靖之君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 福本美也子君

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時55分

令和3年第2回長与町議会定例会
議事日程（第3号）

令和3年6月3日（木）
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	一般質問	
2	34	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総務
3	35	長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例	※総務
4	36	長与町民文化ホール外壁改修工事請負契約の締結について	
5	37	令和3年度長与町一般会計補正予算（第1号）	※総務 ※産業
6	38	令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）	※総務

※付託予定の委員会

○議長（山口憲一郎議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に続き一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問並びに答弁は、会議規則第54条第1項の規定を遵守し簡明をお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順6、埴理志議員の①新図書館の課題について、②コロナ禍における義務教育の経済的負担の軽減についての質問を同時に許します。

11番、埴理志議員。

○11番（埴理志議員）

おはようございます。それでは2点質問をいたします。1点目、新図書館の課題について。本町の図書館は老朽化が進み、時代に合った新しい図書館を建設することは誰もが切望していると思います。老朽化が進む長与町公民館も現図書館と同一敷地の町有地にあることから、それらを一体的に整備する方向で検討がなされてきました。ビューテラス北陽台の敷地内に建設する方向性については一致する一方、反対する意見、また、町が実施したアンケートの自由記述欄には、高台に建設することに高齢者、障害者の観点から多くの反対意見が記載されておりました。現在はホームページから削除されております。新設することは歓迎するものの、場所を巡っては町民の思いは分断されたまま今日に至っております。そして、最近の議会の一般質問のやり取りでは、新図書館建設について「総合管理計画で図書館と他の公共施設との複合化を含め検討していく」、「長与サイズで検討」、「住民の声を聴く機会を考えたい」などの答弁がされてきました。そこで質問いたします。「新図書館基本構想」は平成27年策定で、令和2年度に改定されておりますけれども、内容を再検討する必要があると認識したからのことであると想定しますが、町として、さらに検討、補充すべき課題はどのようなものがあると考えたのか、この点についてお伺いいたします。2点目、コロナ禍における義務教育の経済的負担の軽減について。令和3年度の予算審議で、住民税などの税収がコロナ禍の影響により大きく減少するという予測を理事者側で立てておられました。このことは裏を返すと、住民の収入が減少し苦しい生活を余儀なくされる世帯も出てくるものと推察しております。前の議会で、学用品を購入できない世帯が出てくることを危惧した質問をいたしました。この間、自営業者の廃業、勤労者、サラリーマンでも給与やボーナスの著しい減少などの報道を見ますと、新入学における学用品、制服、体操服、通学かばん、修学旅行の自己負担などについて、その費用を捻出できない世帯が本町でも出てくるのではないかと大変危惧しております。コロナは子どもたちの責任ではありません。何の罪もない子どもたちがつらい思いをすることを避けなければなりません。また、使える制服や学用品を卒業を機に融通し合うような仕組みや、修学旅行費、卒業アルバム代などについては減免や貸し付けなど、教育に力を入れる本町独自の策を講じる必要があるのではないかと思います。町の見解を伺います。以上よろしくお伺いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

皆さんおはようございます。では、堤議員の御質問にお答えいたします。

1点目の新図書館の課題についてでございますが、新図書館の建設につきましては、令和8年度の更新を想定したスケジュールに沿って現在、計画を進めているところでございます。計画を進めていく上では、具体的な施設の規模や機能、あるいは施設の複合化や官民連携を含めた整備手法などを研究、検討すると同時に、町民皆様の声をできるだけ多くお聴きするための「新図書館整備計画検討委員会」の開催及び町民参加型のグループワークなども計画しております。以前、策定しました「新図書館基本構想」と「図書館整備基本計画」につきましても、策定当時と社会情勢なども変わっておりますので、議員御指摘のとおり、その内容の再検討も今後の計画に盛り込まれております。再検討において見直すべき内容や補充すべき課題として、具体的には建設スケジュール、人口の推移、施設の規模、複合施設や整備手法の検討、あるいは投入すべき資源や電子図書館も含めた図書館のあり方などがあると捉えております。今後、整備計画を進めていく上で専門的な御意見もいただきながら、当初の基本構想と基本計画の見直し作業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目のコロナ禍における義務教育の経済的負担の軽減についての御質問にお答えいたします。制服や学用品を卒業を機に融通し合う仕組みについてでございますが、教育委員会が取り組むこととしては考えておりませんが、これまでも保護者間でやり取りがされており、一定、必要な方の助けにはなっているものと推測いたします。修学旅行費につきましては、就学援助該当の方には就学援助費として支給をしておりますし、修学旅行の旅程を計画する際には、できる限り少ない負担で済むように工夫をしているところでございます。次に、卒業アルバムにつきましては就学援助の対象ではありませんが、アルバムが高価にならないような配慮をしながら制作するなど、少しでも家庭の負担軽減に繋がるように努めているところでございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した場合などは、就学援助制度の申請を随時受け付けることで、困窮の実態を考慮しながら、就学援助の認定について引き続き柔軟に対応してまいります。現時点では、全所帯の修学旅行費、卒業アルバム代の減免、貸し付けは考えておりませんが、義務教育の経済的負担の軽減については、今後とも研究を進めていきたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

今、教育長の方からかなり詳しく答弁をいただきまして、まず1点確認をしたいのが、詳しく説明はいただいたんですが、その中で「社会情勢が変わってきたんだ」とお話し

やいました。ここをもう少し具体的に、かみ砕いた回答をいただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

社会情勢の変化ということですが、当時と比べまして人口の規模、最近では電子図書館が始まっておりますのでターゲット、そういったものが基本的に変わってくると思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

あまりそこを深く議論するつもりはなかったんですが、図書館の規模を変更するほどの人口の大幅な変化があるのかっていうのが疑問なのと、あとデジタル化によることということですが、図書というのは過去からのいろんな書物を蓄積して、保存して、利用する、学習に役立てるということですので、今後の分についてはデジタル化が進んでいきますが、過去からのアーカイブはやはり重要な、過去も、またこれからも、未来も、大切なものだと思うんです。ですから、蔵書数をそれで減らすというのはちょっと違うんじゃないかなという思いがするんですが、まず、この2点をお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

電子図書館を設置したことによる先程の規模の変更、社会情勢の変更を答弁しましたが、これは蔵書数を減らすという意味ではなくて、電子図書を利用する利用者層というのが結構限られてきますので、そういった方を中心にまず電子図書の蔵書を増やす。そして、それに基づいて通常の図書を購入する計画を立てるときに、それ以外の方をターゲットにしながら蔵書数を増やしていくという計画を立てております。人口規模ですけれども、当時の基本構想ですと町の目標人口は5万1,000人という中で、現基本構想の中では人口の今後の減少を考えた上で4万3,000人という人口規模を予想して、計画を立てております。今回、既に4万3,000人を現在の人口は切っておりますので、今後の人口推移を考えたときには、そういった人口の減少率とかも考えながら人口の推移の規模を減らしていく計画を立てております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

その点については詳しく説明をいただきましたので理解をいたしました。確かに5万1,000人の計画から言いますと1万人少なくなるわけですから、その点については、それに基づいた計画に変えていくということで理解をいたしますが、ただ、本来であれ

ば図書館の規模というのはやはり一定ゆったりした、いろんな所に私たちも視察に行きましたけれども、非常にすばらしい図書館というのは読書のスペースがゆったりとられていたりということもあって、可能であれば、やはりそういう一定の規模、一定のサイズというのは欲しいのじゃないかなという思いがありまして。他の施設と合築したり、複合化を検討するということがありますけれども、図書館の規模そのものの縮小を前提としないような設計ということも考えられるんじゃないかなと。例えば、縦方向に延ばすとかですね。あくまでも人口が減ったからダウンサイジング的な発想にならざるを得ないのか、そうじゃない方法というのはないものかどうか、この点をお伺いしたい。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

先程も申しましたように、人口が減っていくから蔵書数を減らすということは計画をしておりません。それから施設の規模でございましてけれども、これが単独であったとしても、複合化をされたとしても、施設の規模自体を現在の規模から小さくするということは、現在想定をしておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

そうしますと、この間、今までの図書館の基本構想が出たあとに、町長部局では複合化によってダウンサイジングを検討しないといけないとか、長とサイズをやっぱり考えないといけないとか、そういうことをずっと聞いておりますと縮小傾向で検討するんだなと私は理解していたんですが、そうではないということで、私の理解不足だったんですかね。縮小は一切ないんだということで理解してよろしいんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

現在の規模よりと言うのは、今、書かれております基本構想とか、基本計画の方の規模ということでございます。今、課長が申しましたのは、今現在の図書館の規模ということでございますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

私もその整理ができてないのか、あとで勉強したいと思います。それから、規模の問題以外のところで質問をしていきたいと思うんですけども、新図書館の基本構想の中で住民の交流の場であるということが何か所にもわたって謳われておりました。たくさんあったと思うんですが、簡単に3点ほど私が見つけたものを言いますと「各年齢層

の住民相互の交流の場として」、途中飛ばしますけども「郷土への愛着とか誇りの醸成、町の活性化、まちづくりの中核としての役割を持ち云々」、それから「町民が憩い集う施設として公民館、交流館があるけれども、自由にいつでも利用できる場所が欲しいという意見がありますよ」ということが書かれてあったり、あと文科省の基準を引用して、その中で「新しい図書館というのは本を読むだけでなく情報発信、ネットワーク化、様々な学習活動の場の提供、そういったものが必要なんですよ」ということが書かれてあるんですけど、私はこれを読んで非常に大切な観点じゃないかと思ったんですが、この点については今後も生かしていくのか、これも変更するのか、この辺りの基本的な、現段階での町の考え方はいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

今おっしゃっていただいたような町民相互の交流の場であったり、情報発信の拠点とか、集いの場、もちろんそういったものは大切ですので、そういったものを見直すことは予定しておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

そういったことについては、やはり今後も踏襲していく考えだという現段階での町の考え方ということで理解をしたいと思います。それから、答弁でいただいた部分と若干重複するかもしれませんが、確認の意味も含めてお伺いをしたいのが、現在の図書館基本構想で新図書館のあり方について13ページに、そもそも図書館というのは多機能型施設だということが謳ってあるんです。広義の考え方から図書館としての位置付けを行うことで十分に足りるのではないかと考えるとありますので。先程「今後、複合化も検討」と言いますが、そもそも多機能的なものなんだと謳っているのに何で複合化があるのかなというのが、当初、私もちょっと疑問に感じていた部分ですが、「複合化」とわざわざ言う必要がないんじゃないかという素朴な疑問なんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

ここで言う多機能型施設っていうことで生涯学習センターであったり、地域交流センターという文言が書いてありますけれども、多目的に利用する、例えば会議室であったり、多目的ホールであったり、そういう共有スペースを貸し出すっていう意味合いもあると思います。今、言っている複合施設というのは、あくまでも違う施設と合体した場合のことを言いますので、今後、単独であるのか、多機能型みたいに図書館の中で会議室やホールとして貸し出しをするのか、もしくはほかの施設と完全に合体して複合化する

るのか、といった検討になると思います。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

分かりました。図書館について私もこれはどうなるんだろうというのが幾つかありまして、そういうのを随時聞いているんですが、もう1点、生涯学習の拠点であったり、住民の交流の場である公民館などの社会教育施設が、数年前に原則住民の利用料を徴収するというので、いわゆる有料化になったわけですが、そのときの理由として「利用する人としらない人での不公平感を解消しないといけない」ということがありました。図書館の場合は、図書館法で図書館無料の原則が定められておりますので、当然、今後も図書館の利用については無料だろうと、当然そうだと、そうするべきだと私は思うんですが、そこでちょっと気になるのが、図書館機能の中でも公民館的機能というのが当然あるわけなんです。例えば、研修室であったり、会議室であったり、どこかの図書館でもそういった部屋が設けられているんですが、そこはどうなるのかなと率直に疑問を持っております。両者とも生涯学習、社会教育の拠点でありながら、例えば、図書館の研修室で集いを開くとすると無料ですと。しかし、同じ内容のものを場所を変えて別の施設ですとなると有料になりますよという形になるのか。図書館を建設する場合には、この点もどうなるのかという整理をしておかないといけないのかなと思います。私はそもそも「生涯学習施設は有料化すべきではない」とずっと言ってきましたけれども、やはり、複合化となったときにこういう矛盾をどうするのかというのが一つの大きな課題になってくるんじゃないかと思うんですが、この辺りは何か検討なさってるのか、今後検討するのか、この辺りの考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

まず、図書館の中の会議室や研修室を貸し出す話になりますけれども、図書館法の中では、入館料とその他図書館の資料に関する部分は原則いかなる場合であっても対価を徴収してはならないとなっておりますので、その建物の中で会議室や研修室等を町が設置をして貸し出す場合は、条例とかで定めて有料で貸し出すことはできます。ですから、今後施設の中にそういった機能を持たせた部屋を造るかどうかは検討材料になりますけれども、根拠としてはそうなります。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

ここでは具体的には言いませんけれども、その場合でも非常にグレーな部分というのが出てくるんです。例えば、図書勉強会っていう名目ではどうなるのか、非常にグレ

一な、こういう場合どうするのかなというのがいろいろ出てくる。ここでは時間が足りませんので言いませんけども、住民の中で混乱とかがないような対応が必要じゃないかということをお願いしておきたいと思います。それから、次にもう一つ気になっているのが障害者、高齢者の問題です。日本図書館協会っていう所が公立公民館の任務と目標というのを作っております。私、これを簡単に目を通したんですけども、やはり文章も非常に造詣が深いといいますか、これまでのいろんなものを蓄積した上で作られたもので、これは今後、町が計画を作るに当たっても十分参考にすべき内容が書かれていると思います。まず、端的にこの文章を今後参考にすべきだと私はと思いますが、町としてはいかがでしょうか。教育委員会としてはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

今、議員におっしゃっていただいた日本図書館協会の公立図書館の任務と目標ですね。百幾らの項目があると思うんですけども、これはもちろん参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

そうなんですよね。その中で、冒頭で言いましたように高齢者、障害者にどう対応するかというところがかなり触れられています。時間の関係もあるので、もう全部は言いません。かなり端折って言いますけれども、例えば、住民は誰でも、どこに住んでいても図書館サービスを受ける権利を持っているんだと。で、自治体はその区域の隅々まで図書館サービスが均質に行き渡るように努めないといけませんよということであったり、様々な生活条件を担っている住民が等しく図書館を利用するためには、その様態に応じてサービス上で格別の工夫と配慮をしないといけませんよとか、高齢者の人口や社会的役割が今どんどん増大しているの、そういった方々の利用の介助とか、きめ細かなサービスの提供に努めなければいけませんよと。もう一つ、障害者をはじめとしてこれまで図書館の利用を阻害されてきた人々に対しては、いろんな方策を使って図書館の利用する権利を保障することが図書館の当然の任務ですということも書かれてあります。それとか、住民の生活動線上にあって立地条件が良いということがやはり重要なんだということが書かれてあります。これを考えた上で今、計画されているビューテラス北陽台、確かにビューテラス北陽台というのは平面図上で見ると町の中心部にありますし、また、ビューテラス北陽台近辺に住んでおられる方にとっては非常に利便性が良い施設だなどと思う一方で、町が実施したアンケートでは「図書館が高台にあるっていうのはどうなのか」という意見がありましたね。町が実施したアンケートの中の自由記述欄はホームページからは無くなっているんですが、私、たまたまダウンロードしてそれを持っており

まして、その中を見ますと10人ぐらいが、ちょっとあの場所どうなのというようなことを、例えば、中尾城公園の上に文化ホールが出来たけれども、あのときも相当、住民の中から「文化施設を高台に造るといのはどうなのか」と、「その二の舞になるんじゃないのか」というような意見とか、かなりたくさん出ておまして、一つ一つ、「なるほどな」、「それもそうだよな」と私も思うような意見です。私自身歩いて登るのは全然平気だし、車もあるので、そういう健常者や若い人たちが使う分にはいいんですけども、やはり、そうじゃない人たちの図書を利用する権利をどうやって保障していくのかというのを考えるのが行政の役割じゃないかということが私はずっと気になっておまして、やっぱりそういう視点での検討は必要じゃないかなと思います。現在の図書館基本構想の中を見ましても、その高台までどうやって行くのかという、高齢者や障害者の手段の確保があまり書いてないんですよね。これも、今後はやはり検討課題として上げていくべきじゃないかとずっと気になっているんですが、この点いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

議員おっしゃるとおり、高齢者、障害者の方々、いわゆる社会的弱者に対する配慮につきましては、当然、可能な限りの整備や配慮が必要であると認識しております。新図書館整備計画検討委員会におきましても、その委員の構成としまして障害者の方、具体的には車椅子を利用されている方であったり、子育て中のお母さん、そういった方にも委員になっていただく予定にしております。その中で、そういった対策についても御意見が出てくると思いますので、どういった対策ができるのか、ほかの市町の事例とかも参考にしながら、今後、研究していきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

検討委員の中に障害がある方に入ってもらうのは非常に良いことだと思うので、そういう方向で検討されていることは非常に評価できると思います。是非、お願いしたいと思います。それから立地の問題で、ちょっとくどいようですけども、図書館基本構想の中で予定地について標高が26メートルと나다라かな場所なんですよという記載があって、ここも私は違和感を持っておまして、この「나다라」という表現は誰の目線で言っているのかなという感じです。確かに健常者から見ればちょっと息が弾むぐらいの場所かなという気はするんですけども、例えば、車椅子利用者の方や少し足腰が虚弱な高齢者の方々がこの表現を見てどう感じるのかなというのも、今後は検討していかないといけないんじゃないかと思います。そこで質問なんですけど、役場前の橋を渡ってから나다라かな、まあ나다라かというか坂があるわけなんですけど、これがどのぐらいの

勾配なのか、まず、この点をお伺いしたい。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

私もその部分がちょっと気になりまして、調べたところ7%の勾配でございました。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

7%の勾配ということですが、建築基準法とか、バリアフリー法を見ても、坂道はないのでスロープを一つ例にとって見てみますと、例えば12分の1、15分の1というような記述があるんですけども、そもそも建築基準法とか、バリアフリー法というのは箱物を前提で作っているのだから、バリアフリー法とか建築基準法でいうところのスロープの角度というのは一概には当てはめられないんじゃないかと思えます。ただ、参考にはすべきだと思ひまして、いろいろ本を調べてみますと、車椅子の方が自走できる限界というのがおよそ角度としては4.8度ぐらいですと、できれば15分の1が望ましい、15分の1っていうのが3.8度、約4%です。ということで現状では厳しいと思ひますけれども、バリアフリーに対する傾斜路をどうするか、改修するということも検討もできないのか。例えば、今現在の坂道とは別に緩やかなそういうものを造るとか、検討すべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

高台へのアクセスの手段ということになると思ひますけれども現時点では全く未定でございまして、今後そういったものも含めて検討、研究していきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

議員は縷々おっしゃっていますけども、「高台、高台」と言うけども、じゃあ前の県庁は高台ですか。市役所が高台ですか。そういったことも考えてください。長与町はそんなフラットな所が無いじゃないですか。皆さん方とずいぶんいろいろ話をして、ここに決まったわけです。今からそれについて「高台、高台」って言ってどうするんですか。例えば、今の図書館は近くにいる人たちは行きやすいですよ。しかし、遠くから来る人はやはり車とかが必要でしょう。近くにいる人はそれでいいですよ。だから長与のど真ん中に造って、どっからでも来られると。そして車とか、いろんなものを使って来て、体の不自由な方々も入って行きやすい、そういったものを今から造っていくということなんです。だから、今、想定している所に対してそういったネガティブな事じゃなく、

そこにどうしたら皆さん方が行きやすいか、そういったことを考えていくことが、今、我々にとって必要なことじゃないですかね。私はそう思っています。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

私は、こういう問題は冷静に議論をすべきだと思うんですよね。ここに造るというときに、やはり良い面もあるし、悪い面もあるだろう。でも、悪い面をどうやれば解決するかというのはやはり議会。御存じだと思うんですが、議会というのはチェックする機関なんです。イエスマンじゃ駄目なんです。「やっぱりこういう問題もあるんじゃないですか」、「ここは検討しないと駄目じゃないんですか」ということをする場が議会なんですよ。これは議員必携の中にも書いてあって、みんな知っているんですけど、批判、監視なんですよね、私たちの役目。ですから、そういうデメリットの面も出して、そして「じゃあこれはこうやって解決を」、「でもこれはちょっと」というやり取りは、やはりお互い冷静にしたいと。聞き方によってはどうしても、やはりチェックする立場となればネガティブな、批判的な観点からならざるを得ないので、そこは是非、理解を。議員の職責だと私は思っていますので、そこは是非理解していただきたいなと思います。今、議論したようなことをいろいろ検討しながら「そういう問題もあるんだな」、「こういう問題もあるよね」、「そこはこうしたら解決できるよね」というようなことを議論していくことは今後に繋がっていく、私はそういうもんだと思います。図書館というのは、いろいろ読んでみますと町の文化水準を表すバロメーターだと書いてあります。私が言いたいのは、やっぱり健常者だけの視点じゃなくマイノリティーの方々の視点というのもそこに反映させて欲しいということ言ってる。で、担当課も「やはりそれは必要だと」、「そういうことも今後検討していきたい」ということですので、私は、そこは評価しています。是非、検討の中でそういった方々の視点も入れていただきたいと思えます。

それから、今度は義務教育に係る住民の負担の問題について伺いますけれども、小学校、中学校に入学する際の保護者の方々に一定負担があると思うんですが、それぞれどのくらいの負担があるのか、分かればお願いしたいと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

森本教育総務課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

概算になりますけれども小学校1年生が9万6000円、小学校のほかの学年が4万2,000円、中学校1年生が15万2,000円、ほかの学年が9万5,000円。この中には制服、ランドセル、かばん、靴、上履き、体育館シューズ、体操服、ノート、筆記用具、副教材、副読本などが含まれております。この中に修学旅行費も入っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

うちも子どもを小学校、中学校に入れたときに、やはりそれなりの負担があることは理解したつもりで、具体的な答弁をいただきたくてこういう質問をしたんですが、やはり一定の金額が掛かると、そうだろうと思います。そこでお伺いしたいのが制服の問題なんですけれども、今、コロナ対策の関係で、特に中学生は更衣室で密になるのが心配だから、確かジャージでの登下校を最近やられていますよね。ということは、制服は以前に比べて結構きれいな状態であるんじゃないかなという気がしております。これが今後の譲渡の品質の問題にも繋がってくるんですが、比較的、制服の利用が少ないということは、やり方によっては結構きれいなものを譲渡できることに繋がるんじゃないかという思いがあるんですが、この点、教育委員会はいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

譲渡につきましては、無駄にならないように推奨していますので、議員御指摘のように質の良い形で譲渡等なされれば、保護者の負担が軽減されるものと考えます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

そうなんですよね。結構きれいな状態を今、コロナの中では保っている、教育委員会もそう思われているということで。それで、もう一つは地元業者の問題も考えないといけないのかなと思っておりまして、制服は地元の衣料品店が取り扱っているということで、例えば、住民、保護者同士での譲渡が進むと、気になるのは地元の衣料品店に新しい注文が減ってしまうのではないかという懸念も若干頭をよぎるんですよね。これを推進して良いものなのかどうか。地元の衣料品店の経営に影響が出ないだろうかということも頭をよぎるんですが、私なりにそういうのを考えたときに、やはり9割近くの方は恐らく新品を買われるだろう。しかし、どうしても困ってらっしゃる方、私の個人的な推計では1割ぐらいの方は制服を買うのも本当にしんどいよという方。そういう方には、卒業する方の制服を今度新入学の子どもに融通し合うということをするれば、どちらもいいんじゃないかなと。大きく経営は圧迫もしないけれども、本当に生活に困っている保護者世帯も一定それで恩恵を受けられる。それでバランスが取れるんじゃないかという気がするんですが、ちょっと答えられるか分かりませんが、いかがお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

既に一定数の譲渡は行われております。町内の衣料品店と話したこともございますけ

れども、議員御指摘のように100%の購入ではなく、譲り受け分も業者の方は数として、見積りとして持っておるところで、現状の状況で業者、あるいは保護者にとって支障が出るという状況にはないと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

分かりました。それで、先程就学援助の話が出たんですけれども、就学援助とか、要保護、準要保護っていうこの制度ですね。「こういう制度もあるよ」という話もあったと思うんですけれども、こういう制度というのは平常時の経済対策というか、福祉的な施策だと思っております。今はやはり100年に1回あるか無いかの非常時じゃないかと思っております。こういう非常時には、やっぱり非常時にふさわしい対応が必要じゃないかと思っております。前回は申し上げたんですけれども、そういう視点で各担当課も福祉とか、いろんな所も、国も含めてですけれども、緊急の対策をいろいろ打っているんですが、どうも子どもたちの学用品についての制度というのは、これは町だけの責任じゃないんですけれども、国からもあまり目が向けられていないんじゃないかという思いがありまして、個人同士とか、保護者同士にお任せになっているんじゃないかなという思いがあって。ですから、やはりこの非常時に対応できる対策を何か考えないといけないんじゃないかと。例えば、これ前も言ったんですけれども、長期にわたった政策じゃないんですね。コロナが一定収束すれば、もう終わりだと思うんですけれども、それまでの間に何か減免とか、貸し付けとかを作って、そしてその中でも要保護、準要保護とか、就学援助に引っ掛からない、乗っかれない困窮者が当然出てくると思うので、そういう方に対して町長、もしくは教育長が内容を読んで「これは必要だな」ということで、特に必要と思われる方にはそういう対応をするというような、何か弾力的な内規を作る検討はできないものなのか、もう全く無理だよということなのか。何かできないかなという思いがあられるかどうか、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

森本教育総務課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

コロナで急激にお困りになった家庭の方には、通常の制度の周知に加えまして、家計が急激に悪化された方向けに学校経由で文書を配布しております。通常の就学援助が前年の所得を基準にしますので、どうしても現在の状況を見られないものもあるんですけれども、この文書により今現在困っていらっしゃる方を捉えることはできていると思います。コロナ時における緊急的な貸し付けや減免など、コロナの時期に限った援助は、今の時点では考えてはおりませんが、今後もお困りの方がいらっしゃると思いますので、もし、就学援助の拡充をするにしても、今の援助の単価を増やすのか、それとも項目を増やすのか、今の教育の状況の先々を見て、ほかに必要な項目が何か。また、

財政の負担が可能なのかも精査しながら研究をしていきたいと思ひます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

今後、検討はしていきたいということですので、是非、検討して欲しいと思ひます。それから1点提案なんですけれども、学用品等の譲渡が個人間とか、サークルとか、一定知り合い同士にとどまっているんじゃないかという思ひがあつて。例えば、よそから転入してきた人でママ友があまりいないとか、そういう方も当然いらっしゃると思つて。全町的にこういう制度があるとか、こういう譲渡会がやられているというようなことを周知する。あるいはもう一つ考えられるのが、これももう勝手に思っているのが、社協が町と連携してフードバンク事業をやられましたよね。これの学用品版。例えば、社協とよく話し合つて、町が直接じゃなくても社協が中に入って「この制服きれいなんだけどもし使う人がいたら使ってください」という人はそこに抛出して。で、新入学がいる保護者で是非そういうものがあれば欲しいという方があれば連絡して、サイズが合えばそれをいただく。そのときに例えば若干の傷があるとか、使用品であるという同意書みたいなものを作って、あとでクレームが来ないような書面をきちつと作つて、やるっていう提案なんですけれども、そういうことも検討できないのか。そうすれば相談相手がないという人も町の広報なんかを使って、あるいはSNSを使って、そういうのがあるんだつたら是非利用したいということのできるんじゃないか。もちろん、社協との協議とか必要となるでしょうが、検討はできるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

森本教育総務課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

確かにほかの市町村でも、地域ボランティアやPTA、行政以外の様々な団体の方がお譲り会などを行っている所もあるようです。今の御提案も参考に、ほかの先進事例の様子も見ながら、何かできることがあれば研究を今後していきたいと思ひます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

検討するということですので、是非お願いをしたいと思ひます。教育総務課長がついこの前まで議会事務局にいらつしゃつて、私は異動した方にすぐ質問するのは今までずっと避けてきたんですけれども、今回、着任して僅かな中でこういう質問をさせてもらったのは、9月議会とか12月議会でこの質問をしても検討する時間、いとまが無いものだからどうなのかなというのがあつて。早く質問した方が内部でじっくり、忙しいとは思ひますけれども、そういう提案を受けて、検討ができる時間を少しでも持つて、検討していただければなという思ひからですね。森本課長には「すぐ質問しますからね」

って、あれ冗談だったんですが本当になってしまって非常に申し訳ないんですけども、そういう気持ちからですので是非よろしく願いいたします。以上で質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで堤理志議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時40分まで休憩いたします。

（休憩 10時24分～10時40分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順7、西岡克之議員の①水道事業広域化について、②本町の自治会についての質問を同時に許します。

15番、西岡克之議員。

○15番（西岡克之議員）

それでは議長のお許しをいただきましたので質問をさせていただきます。早速入ります。①として水道事業の広域化について。節水機器の普及や人口減少等により、有収水量は2000年をピークに減少傾向にあり、2050年頃にはピーク時の3分の2ぐらいいまでに減少するとの見通しもあります。そのような中、高度成長期などに投資をした設備の更新が到来しています。これらは地方自治体に重くのしかかってきます。これらを見据えて水道法の改正が行われました。この改正により、民営化や行政をまたいでの広域化が可能になりました。本町でも長崎市、時津町と1市2町での上下水道事業が広域化で行われるようであります。それに伴い設備などの共用化も図られることになるようですが、いまだ全体の姿がよく見えません。先日、全員協議会で御説明をいただきましたが、この質問を出した時点ではそれが分かっておりませんでしたのでこういう書き方をしております。そこで今回、どのような計画で進んでいるのかお尋ねいたします。

（1）料金について、例えば一時期行政の合併が盛んにありましたときには、公共料金は合併自治体の最も高い所に低い所も合わせるとというのが通例でございました。上下水道料金は長崎市が一番高いと思います。今回の広域化ではどのようになるのか尋ねます。併せて、広域化に与せず単独で事業を続けた場合、町民の負担はどうなるのか尋ねます。2番目、設備の共同使用について今後どのようになるのか尋ねます。3番目、遊休施設の今後の使用計画についてどのようになるのか尋ねます。例えば、第1浄水場は老朽化が進んでいますが更新計画はあるのか尋ねます。4番目として、PFIなど民間活力の導入はどのように考えているのか尋ねます。5番目、私が知り得た情報によりますと、道の尾のグラウンド（仮称）において長崎市の上下水道処理施設建設が予定されているということであります。この場所は地域になくてはならない施設であるが、今後の予定はどのようになっているのか尋ねます。6番目、総合計画では広域化について検討するように記しておりましたが、今後の課題についてお尋ねいたします。

大きな2番として、本町の自治会についてお尋ねいたします。本町では、住民の方々

による住民自治の下、自治会を構成し活動しておられますが、今この自治会が大変な困難に直面をしている。自治会加入率は一時期より低下しているようでございます。各自治会の会長はじめ役員の方々は、より住みよい自治会を目指し日々活動されており、頭が下がる思いです。そこで行政、役場としては、どのような支援ができるのか尋ねます。最初に、現在の自治会加入率を今後どのように上げていくのか。また、ここ数年間の転入者数をお尋ねいたします。2番目、自治会担当課と住民の関わりについて尋ねます。3番目、現行、転入者への加入のアプローチはどのようにしているのか、お尋ねいたします。4番、今後の自治会づくりについてどのように考えるか、お尋ねいたします。

以上、質問させていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。1番目1点目の水道事業広域化の料金についてのお尋ねでございます。昨年度から第1浄水場の更新に伴う整備方針選定のために「新浄水場共同整備検討調査」を長崎市、時津町及び本町の1市2町で行いまして、広域化の形態の一つであります「施設の共同設置」について検討を進めているところでございます。「施設の共同設置」につきましては、事業主体に変更がないことから、現在と変わらず水道事業の経営状況を見極めながら、本町におきまして本町の料金を決定いたします。また、今回取り組んでおります「施設の共同設置」やそのほかの広域化の形態につきましては、国からの地方財政措置が拡充されていることから、町単独による整備と比較するとコスト削減が図れる状況にあるため、単独で事業を続けるよりも町民の負担は軽減できるのではないかと考えております。2点目の設備の共同使用についてのお尋ねでございます。その費用や資産管理等は、各水道事業者で使用する配水量の割合によって按分するなどが考えられますけれども、詳細につきましては事業者間の協議により決定をしていくものだと考えております。3点目でございます。遊休施設の今後の使用計画との御質問でございます。今後、第1浄水場の更新に伴い、新浄水場の共同整備もしくは近接地への単独整備を行うことで、現在、稼働しております第1浄水場は廃止となる予定ですが、現在のところ、廃止後の跡地利用の検討はまだ行っていない状況でございます。今後の事業計画の進捗に伴い、適宜、本町の他部局に照会を行うなど、有効な活用方法について検討していく予定でございます。4点目のPFIなど民間活力の導入についてのご質問でございます。新浄水場の共同整備、あるいは第1浄水場の単独整備におきまして、どの程度の事業費の削減効果が想定されるかを確認するため、簡易的に削減額の算定を行っておりまして、民間活力の導入による効果は期待できると判断をしているところでございます。5点目でございます。道の尾グラウンドの今後の予定についてのお尋ねでございます。道の尾グラウンドは、長崎市の北下水処理場が建設されて以降、地域住民の方に無償で貸与されてきた経緯

がございます。平成15年度に当該施設の一部を残し、廃止されたあとも長崎市に対し毎年使用許可申請を行いながら無償での使用許可をいただいているところでございます。このグラウンドは地域住民の健康増進や交流の場として、また地域行事の拠点として必要とされてきた場所であるため、その代替地等につきましては、今後も長崎市や地域住民の皆様と協議をしながら取り組んでまいりたいと思っております。6点目の、今後の課題ということでございます。料金収入の減少や施設の更新需要の増大に対応するための経営基盤の強化が課題でありまして、広域化等の取り組みによるコスト削減効果などの研究を進めるなど、持続可能な水道の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に大きな2番目、自治会についてのお尋ねでございます。1点目の自治会加入率を今後どのように上げていくのか。また、この数年間の転入者数を尋ねておられます。加入率の対策におきましては、現在、自治会加入率が減少傾向となっております、本町といたしましては、地域との協働を推進する観点から自治会の組織強化は大変必要であると考えております。行政が直接町民へ働きかけることができる有効な手段として、情報発信があげられます。自治会の活動や必要性を町民に発信することにより自治会に対する理解醸成を図り、活動への参加を促すとともに加入率対策に繋げてまいりたいと考えております。また、令和2年度の転入者数は1,717人、令和元年度は1,865人でございます。2点目の自治会担当課と住民の関わりについてのお尋ねでございます。自治会を所管する部署につきましては、総務部地域安全課地域協働係となっております。地域協働係では、地域のことにつきまして、自治会の代表であります自治会長を通じて自治会の運営、支援に関わる業務を行っております。このほか、直接町民から地域に関する困り事等の相談がございましたら、内容を確認の上、所管部署や自治会長など適した対応先へ引き継ぎを行っているところでございます。また、自治会加入についての問い合わせ等に対しましては、当該自治会長との連絡調整を行うなど、加入促進に繋げるよう努力をしているところでございます。3点目の転入者への加入アプローチはどのようにしているのかというお尋ねでございます。住民環境課におきまして、転入時のごみ分別等説明の際に、加入依頼と自治会加入に係る自治会への個人情報提供の同意確認を行っております。同意をしていただいた場合は、その方の情報を地域安全課がそれぞれの自治会長へお伝えし、その情報を基に自治会が勧誘活動を行う流れとなっております。また、アパート等への転入につきましては、不動産会社や建築主に対しまして、手続きの際に自治会加入の促進をしていただきますようお願いをしているところでございます。4点目の今後の自治会づくりについてどのように考えるかという御質問でございます。自治会におきましては、日々、組織づくりや加入促進に御尽力をいただいているところでございます。現在、補助金による財政支援や研修の実施など活動支援を行っております。引き続き自治会運営に寄与する取り組みを行ってまいりたいと考えております。今後の取り組みといたしましては、現在の支援を継続するとともに自治会に対する町民の理解醸成と活動への参加を促すことを目的といたしまして、先程申し上げました情報

発信に注力していきたいと思っております。既存の情報発信を拡充するとともに新たな情報発信手段を検討し、若い世代を含む幅広い年代層に対して、より詳しく自治会の役割や活動などについて発信してまいりたいと考えております。既存の情報発信の拡充といたしまして、自治会の役割や活動に関する記事につきまして情報提供の機会を増やし、より多く町民の目に触れる機会を設けることで自治会に対する理解醸成を深めてまいりたいと考えております。また、自治会が行う勧誘活動に使用することを目的としまして、自治会の役割や活動等を記載したチラシを昨年度作成しております。今後も勧誘活動に資するようチラシ等啓発用品の充実を図り、自治会の加入体制の支援を行ってまいりたいと思っております。そのほか新たな情報発信手段として、自治会の必要性をまとめた加入促進動画の作成及び公開方法などにつきまして、現在、検討しているところでございます。今後とも、自治会活動に係る支援策の検討や積極的な情報発信に努めることで、自治会の組織づくり、加入率向上に繋げてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

承知しました。今の御答弁の中で、まず1のところですけども、コストを削減して浄水場を廃止して、長崎市と1市2町ですか、合同で設備を使うという形だと思います。まだまだ先の話だと思うんですね、令和7年か8年、そのくらいじゃないかなと、早い方ですね。その中で、設備もさることながら、一番住民の方が気になるのは水道料金のことなんです。本町は時津町、長崎市と比べて水道料金が一番安いんですよ。9立方ぐらいの水道料金では2,464円、本町はですね。時津町は9立方メートルで2,997円。長崎市は2,823円。この1市1町は本町より格段高いんですよ。本町は比較的安価な値段で住民の皆様にも水を提供しているんですね。先程の答弁の中にもありましたけども、設備を共用化した場合に使用料を按分ですると、そのときに一番困るのは、それを契機に水道料金の値上げがなされるんじゃないかということなんですけれども、何年も先のことは分からないかもしれないですけど、コストを低減して今のままの状態を続けていくのか、いかないのかということですね。それをお尋ねしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

渡部上下水道課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

従来の広域化のイメージでいきますと、最終形態は事業統合といった形になるかと思っております。当然ながら料金の統一化という問題が出てくるかと思われま。そういった場合は、地域の事情に合わせて料金は確定されていくものと思っております。現在、検討中の施設の共同設置では、町長答弁にもございましたが事業主体に変更がないため、本町の経営状況に合わせて料金を決定していきます。将来的には料金の改定は避けて通

れない時期が来るかと思われまますけれども、今回の共同化をすることによってコストの面では、単独更新に比べますと、町民の皆様の負担は軽減されるものと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

というのは、設備を共同で造るから本町の持ち出しが少なくなるので、その分、割安になっていくんだということで理解してよろしいんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

渡部上下水道課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

共同整備により国からの財政支援を受ける形になります。それを比較した場合、単独整備に比べますと共同整備の方が非常にメリットがあると。それが結果的に料金をどれだけ上げるかとか、そういったパーセンテージに影響してくるかと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

長崎市の資料を持っておりまして、確かに単独でした場合と共同でした場合には国庫補助が違うんですね。そういうものは今の説明で納得できます。先のことを言うと、前にも申し上げたように、合併したら一番高い所に合わせるとというのが合併の通例でございました。今回も、いわゆる水道業行政の合併と私は捉えております。今、「本町の料金体系を維持していけるんですよ」という、そういう話だったと思うんですけども、今後とも、そこはあとから来る自治会とか、転入にも掛かってくるんですね。是非、そこは守り抜いていただきたいと思います。もう答弁は要りません。ここで議事録に残しておきますので、よろしいですね。設備の共同化についても今おっしゃられたことで、2番目の細目のところも理解をしております。遊休施設では今、第1浄水場のこっち側の旧親和銀行の跡地とかも入るんですが、例えば水源。これは聞いた話で、時津の議会では溜池も使えるようにしたということなんですね。本町の場合、大きな溜池が幾つもあります。もし水が足りないときはそちらの方も使えるんじゃないかなと思って。その法的っていうか、そちらの方はできるのかなと。例えばの話、もし共同整備がうまくいかなくなって水源が足りないときのために、今そういうことも視野において行政をするべきじゃないかなと思うんですけども、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

渡部上下水道課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

認可上の水源、流入量が多く安定的な水道水源として常時使用できるほどの大きな溜池は町内には無いと認識をしているところでございます。比較的大きい藤の棟溜池にお

きましては、農業用水の確保を前提の上で渇水時に放水をお願いして、快くお受けいただいているようなときもございます。水道局といたしましては、新規の水源の確保というのは非常に重要な課題の一つと考えております。今後も、今、御提案いただいた溜池の件も含めまして、調査研究を進めていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。常時そこに頼るのではなくて、補助的な水源という位置付けで、やはりしていくべきではないかなと思っておりますので、今後とも御検討を前向きにさせていただきたいというふうに思っております。続きましてPFIへの取り組みでございます。要は、人材の今後の確保が水道局においてどうなのかという部分と、より安価な部分。今でもその第1浄水場で部分的に民間業者に入らせていただいて、していると思います。その先、広げていくのがあるのかということで、平成28年11月に厚生科学審議会生活環境水道部会の提言の中にも今後、官民連携を推進していくべきだというふうに書いてございます。PFI、それとPPPとか書いてございますので。現状で結構です。長崎市と時津一緒になった場合には本町だけの意思だけではいけないと思っておりますので、現状では今後どういうふうにこれを捉えていくのかということで質問をしたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

渡部上下水道課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

民間活力の導入につきましては事業計画が定まってから、これからの話かと思っておりますけれども、町長答弁にもございましたように浄水場の共同整備、第1浄水場の単独整備、いずれも導入効果が期待できると判断をしておりますので、事業計画が確定いたしましたら詳細な民間活力導入についての可能性調査が必要であると思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

そうですね、本町、現状、今でもそういう形でやれる部分はやっていると思います。ただ、できればその管理を本町でやって、いろんな機器の運転点検の現場の部分はPFIとか、コンセッションとか、そういう形でどんどん進めていけば良いのではないかなと思っておりますので、前向きに民間活力を導入するように検討していただきたいと思っております。次に道の尾グラウンドの件でございます。町長の答弁にもございましたが道ノ尾浄水場がかなり老朽化していると。それと浦上浄水場ももっと老朽化をしている。あその水源地の堰の下の方ですね、かなり古い。この両方を統合して旧汚水処理場の一時貯留施設、まだ残っているみたいですが。処理はもう神ノ島の方でやっているみたいですが、一時貯留施設とそこを含めて道の尾グラウンドまでの大きな場所で浄水場を造ろうとい

うことになっているようでございます。この2つを統合してですね。困るのは、ここは、いろんな形で地元も含め本町も利用をしております。例えば精霊流しでは、ここが北部地区と申しますか、高田を含めた所での拠点になっております。その拠点の所のみみんながこちに持ってくるんですね。そのときに慰霊台って言いますか、お参りをする所、その台も地元の自治会の方々の有志がちゃんと造って設置をしているんですよ。住民の方々も環境部の方々が来て、当番みたいにして、ずっと町の環境課の方々と一緒に。菰を持ってきますよね、菰をちゃんと後ろに控えている塵芥車の中に入れてたりとかされているんですね。そういうこととか、保育園の小さい子どもたち、3歳児、4歳児までぐらいまでの子どもたちは散歩に来るんですよ、ここに。もう1歳、2歳も、ベビーカーに4、5人乗せて保母さんが押して行って、ちょうど距離がいいんですね、来るんですよ。そういうふうにご利用もされているんですね。それでサッカー教室もしているんですよ。周りには桜もあるし、その桜の整備も地元自治会の方々もするし、町の方をお願いして整備してもらっているときもあります。春になれば桜が綺麗なので自治会では桜祭りもしますし、大きな自治会の事業でございます。また、正月明けには鬼火焚きもここでしています。それも参加者が多くて、度々その時期には某長崎新聞にも載っていますし、そういう形で、様々な形で利用をしています。もちろんグラウンドゴルフもしますし、今年と去年はなかったんですけど、一斉清掃のときは、自治会とか、あの辺りで刈った草木を全部そこに一時溜めという業者が取りに来るんですよ。これが無くなってしまうと、そこの自治会だけじゃなくて、本町でも非常に困ると思います。それがいきなり使用を禁止すると。できませんよ、建物建ちますよという形で強引に言ってくるけど、ちょっとこれは受け入れ難いと思います。よく引き合いに出されるのが、個人の所有の土地があつてそこが道だと。通常そこを通っていたら共通地役権というのがあるんですね、通っていいですよ。何年か通ったらもうそこは共通地役権で閉め切ることにはできないという形にもなるんです。それとちょっと次元は違うかもしれませんが、そういう場所なんです。そこがいきなり無くなるっていうことでは、地元の自治会長はじめ、自治会ではちょっと今ざわついているんですよ。本町ではそれに対してどういふふうなスタンスでいるのかなと思って。水道局だけじゃなくて住民環境課の方もどういふ考えでいるのか、両方ともお聞きしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

渡部上下水道課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

道の尾グラウンドでございますが、現在、長崎市への行政財産使用許可申請ということで、町の方から毎年申請を行っているところでございます。そういった関係で、長崎市の利用計画が決定されれば使用できなくなるってというのが前提としてございます。しかしながら、この道の尾グラウンドというのが、議員がおっしゃったように地域住民の方々に必要とされてきた場所であるということは水道局の方でも認識をしております。

そういったことで、今後も地域住民の方々の意向に沿うような形で、長崎市また地域住民の方々と協議を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

先程議員から言われた中で、まず精霊流し、こちらについては議員がおっしゃられますとおり、地元で頑張ってください、設置をして、管理をやられているのを存じ上げておりますし、場所もほぼ全域使った状態でのかなりの広さが必要になるっていうのも把握はしております。一斉清掃におきましては、まだ代替地を探すことは、どうにか散らしたりとか、場所をですね、可能性はできるかと思えますけど、精霊流しにつきましては、やはり一定の広さを持った代替地を要望していく形になろうかと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

保育園の子どもたちの遊び場として、また、地域の住民の方々の遊び場としての機能もあります。その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

建設産業部では、グラウンドの近くに高田南区画整理事業ということで現在、事業を進めておりますけれども、その区画整理内に公園を設置する予定でございますけれども、今のグラウンドと比べますと少し高台にあるということもございます。また、面積的にも今のグラウンドよりも少し狭小になるといったことがございますので、代替用地につきましては、今後も地元の方の意見を聞きながら検討をしていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

そうですね、今、区画整理事業の中でトンネルの上の所に良い公園を造ってくれてます。私たちが行くときは、さっきの図書館ではないけど、上だから図書館よりひどいんですよ。距離はあるし、なだらかではないし、行くときにはもう車で行くんですよ、そこには。だから、平坦地の所でそういう子どもたちの遊び場っていう形を有する所が必要になってくると思います。今、一生懸命、建設部長はこういう所がありますよっておっしゃられているんですけども、上の公園に乳母車を押して行くっていうわけにいきませんので、よりもっと下の所でもしあれば、そういう所を造っていただきたいし、そもそも論では、あそこのグラウンドは必要なんです。可愛い子どもたちが「キャッキヤ」言いながら遊んでいるところを見れば、ここはなくてはならない場所なんだなあと

のがよく分かります。是非、建設産業部長、そこら辺前向きに造っていただきたいと思いますが、よろしいですね。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

今の区画整理の中で公園というのも計画をしておりますので、その計画の中で狭小になりますけれども小さな公園については検討しているところでございますので、そういうところを地元の方と話をしながら、代替施設としてどのようなことができるのか今のところ分かりませんが、いろいろ調査研究等もしてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

町長もこの点につきましては、田上市長に直接お会いをして、お願いをしているところでございます。どこかないか、ということについては、先程の建設産業部長及び水道局長とも協議をしながら、今後とも進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。期待をして待つておりますので、どうかよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。自治会の問題です。自治会の加入率は年々下がってきているというふうに私も理解しております。これも事実なんで認識しなければならないと思います。転入者に対するアプローチの仕方っていうか、転入して来られる方、移住して来られる方は、町の最初の窓口に住民環境課に来られるわけですね。そこで、先程「個人情報」の許可をもらってからごみの説明をする」と言うんですけども、そもそも論からいけば、今の1階のカウンターはごみのことを皆さん教えているんですね。自治会の加入とはちょっと違う部分があるみたいです。何で私がそれを言うかという本来の仕事じゃないんです自治会加入は。1階の住民のカウンターの所は住民福祉部住民環境課、ここの事務分掌を調べてみたんです。自治会加入のことは無いんです、住民環境課では。戸籍に関することであるとか、住民基本台帳に関することとか、個人番号及び個人カードの交付に関することとか、そういうことが主な事務のお仕事なんです。3階の総務部地域安全課、ここが担当なんです。ここの担当する住民との最初の相手をする所が3階にあって、言えば住民環境課は附属の仕事なんです。本来の仕事じゃないんです。「ごみのことを教えるからあなた自治会に入りませんか」というアプローチをされる。本来は地域安全課の一番に「自治会及び地区コミュニティの振興に関すること」、自治会、コミュニティが最初にあるんです、事務分掌では。本当は3階の所がここにある、もうちょっと熱っぽいついていうか、アプローチを、住民の方に自治会加入のことも言わな

ければならないと私は思います。上にあるのでそれができづらいんだろうと思いますけど、この件に関してどういうふうに御理解をされていますか。例えば、もうちょっと機構改革をするとか、事務の変更をするとか、いろんな形があると思うんですけども、そこら辺どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

議員御指摘のとおりでございます。転入者の方が1階の窓口、住民環境課にお見えになって、そこでアプローチが素早くできるのが一番でございます。その点につきまして、事務分掌の見直し等々が必要になるというふうに考えており、今後研究をさせていただきたいと考えております。住民環境課の窓口で、年金であったり、教育委員会であったり、いろんな窓口に行っていただく、水道課、下水道課も含めて、あそこで御足労いただく点もあろうかと思いますが、今後は事務分掌も見直しを検討していくということで御理解いただければと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。そういうふうなスタンスでおられるならば、その辺のことはそこで止めておきたいと思います。次はアプローチのやり方っていうか、先程、不動産会社のアプローチもやると。道の尾自治会の2、3代前の会長は、会長になられたときに、あの辺ワンルームマンションがこの頃増えてきているんですよ。自治会に加入していなかったんです。で、ワンルームマンションの管理者である不動産会社に行って自治会に入ってくれと、全部はいいよと。例えば10所帯だったら7所帯か8所帯は加入してくれと。管理会社の方でしてくださいって何件か全部取ってきたんですよ。加入率が上がって当然、自治会の会費も潤うんですね。そういう形で、例えば建設をするとか、団地を開くとかいうときもそこら辺まで踏み込んで、建設会社、管理会社に話をするということも大事だと思います。その辺は今後どうお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木地域安全課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

議員の御指摘のとおり、現在、建築団地造成、こういったときに開発の協議の段階で、自治会の加入促進というところで協議、指導という形で町の姿勢を示しております。こういった中で現在はとっておりますが、引き続き、例えば入居者が変わる場合であるとか、そういったところまで継続して執り行われていくべきだとも思っております。また、既存の入居されている不動産の御提案が今ございますけども、そういったところは今後の検討課題とさせていただきますと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。そこのところも今後の努力かなあと考えておりますので是非、御指導と関わりを持っていただきたいと思います。一つこれは提案なんですけども、私よく考えるんですけど、日本の自治会っていうのは、以前は部落とか、隣保班とか、もう町長お聞きになったことがあると思いますけども、僕らがまだ若い頃は隣保班という話が、「回覧版を回すよ」とか、「隣保班で回しますよ」とかいう話があったんですけど、それは終戦前までの話でありまして、終戦後にGHQが来て全部解散させたんですね。自治会というのはそれからできたんですね。是非はともかくとして、非常に良い組織だと思います。この自治会を、皆さん方が働いてくださっていることを行政がやろうとしたら莫大な経費が掛かると思うんですよ。だから、自治会というのは維持をしていくべきだと行政の立場としては思いますし、住民同士としてもコミュニケーションがとれる良い会だと私は思います。社会資源と申しますか、行政のパイプ役と言いますか、一人で行政にものを言うんじゃないかと、自治会として、固まりとして、行政に対してものを言うといいんじゃないかなと思います。ただ、時代の変遷とともに、これが煩わしいとか、疎ましいとか思う方がやっぱりいるのは事実です。個人主義っていうのが、やはりこの当時、作ったときと比べてかなりはびこってきております。作った当時というのは戦後すぐですから、それこそ味噌と醤油の貸し借りもあるような隣同士で、そういう時代だったんです、玄関に鍵を掛けないとか。ただしかし、今は防犯上玄関に鍵を掛ける、隣は何をする人ぞ、という形ができておりますので、自治会作りも非常に大変だと思っております。そこで、加入者に対するある程度のメリットというのも告知をしていくべきではないかなと思います。その中で情報発信は今、回覧版を配ったり、広報を配っていただいたり、できていると思うんですけども、このITの世の中ですので、何年先までそれが続くのかと、ちょっと疑問に思うところもあります。やはりフェイス・トゥ・フェイスで、顔と顔を合わせて「どうですか、お元気ですか」というふうな形も必要じゃないかなと思います。今、その中で、顔を合わせるという形で高齢者とかの独居者っていう方々の見守りっていうんですか、自治会でやられていて、こっちはじゃないですよ、よその方で、横浜だったかな、女性の自治会長だったんですけど、そこが見守りをするようになって非常に加入率が増えたと、脱退率も少なくなったという本を読んだことがあります。ですから、本町でも今、見守りっていう点に絞ってみれば現状どうなっているのかなと思いますけども、いかがでしょうか。現状をお知らせ願いたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部長。

○住民福祉部長（栗山浩二君）

自治会の見守り活動については、町では社会福祉協議会に委託をしております、現

在町内の11地区ぐらいで実施をしていただいている。これが今の現状でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

11自治会、自治会が60地区ありますよね。その中で11地区っていうことなんで、組織として見守りをその自治会にいただいているのは分かるんですが、例えば組織として成り立たなくなっても、個別でもいいんですよ。一人とか、1組、2組でもいいので、そういうところもやはり見守りをして安全確認をしていくというのは、非常に自治会の強固にしていく部分ではないかなと思いますので、今後そこら辺も少し力を入れていただきたいと思いますけども、今こう言ってすぐというわけにはいかないですけども、今後の課題としてどういうふうに捉えていただけるのか話を聞きたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部長。

○住民福祉部長（栗山浩二君）

社協に委託をしておりますが、本来であれば、ちょっと私の個人的な考えでもあるんですが、地域の自治会、地域の方が地域の方の見守りをするというのが、議員がおっしゃられているように人との繋がり、コミュニケーション、あそこの人は今どういう状態だったというのを、見守りをもって情報も分かる面もありますし、いろんなその繋がりが自治会とか地域の中で発展できると思いますので、社協の方に委託をしておりますが、メリット、デメリットいろいろあると思いますので、より良い自治会活動とか地域活動、それから見守り活動になるような検討研究を是非させていただきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

部長が「是非、研究、検討をさせていただきたい」というお言葉を信じておりますので前向きに、一所帯でも良いんですよ、自治会全部、組織だってしなくても、そういう形でしていけば広がりがつくのではないかなと思っています。私も見守りをして一人見ていたんですよ。その方は転居されたんで、もう居なくなっただけですけどね。やっぱり大雨が降ったときとか、ちょっと気掛かりですもんね、見守りしていれば。やっぱり声を掛けたりしていたんで、そういう形で、組織だって云々じゃなくて、ポツン、ポツン、ポツンでも良いんです、点を作っていけば。あと結んでいけばいいと思うんで、そういう形でやっていただきたいと思います。それでもう一点、御提案がございます。これ所管課に行って貰ったんですけど、なかなか良いカラフルな自治会啓発の文書だと思うんですけども、こういうのもどんどん作っていただきたいし、自治会、本町にそごうか、そぐわないか、所管の方で判断をしていただきたいと思います。加入促進のための補助金を用意していると、各自治会がそれぞれ知恵を絞って自治会加入者が商店街の買物で

優遇される優待カードを作っていると、自治会加入のインセンティブを付与するなどの取り組みをしていると。要するに、町が自治会加入者に対してカードをやっているわけですよ。それを持って行って商工会加入の店に出せば割引をしますよと、一つのインセンティブですよ。加入付けていうか、そういうことを今からは考えていくべきではないかなあとと思います。両方、商店街も喜ぶし、加入をされた方も喜ぶ、ウィン・ウィンになるんじゃないかなあとと思います。それを作ったから増えるかっていう形ではないと思いますけども、やはりいろんな施策を、先程答弁にあったように事務分掌を見直すであるとか、住民の方へのアプローチを考えるであるとか、そういうことを一つ、一つ重ねていくことで、自治会の加入率が上がるのではないかなあとと思います。良い自治会を、それこそ町長、「自治会に入りたい」って、「入って良かった」と、「入り続けたい」と、お言葉を借りますけども、そういう自治会を目指していけば、「住みたい、住み続けたい」という町にも繋がっていくのではないかなあとと思います。いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

いろいろと再質問ありがとうございます。本当に良い御提案をいただいていると思います。確かに目に見えない価値っていうのがあるんですよ。価値って言ったら「お金で換算してこれだけ利益が出たよ」っていうふうなことだけでも、そうじゃなくて、やはり自治会で人と人の心が触れ合うとか、幸福を感じるとか、温まるとか、そういった目に見えない、すごく大きな価値を生んでいるということです。今、議員がおっしゃったような形で私達もいろんな角度から具体的に取り上げていきたいと思っていますし、実践的なインセンティブというのもありますし、チラシのほかに所管の方で考えていますけれども動画等々も、今、特にパソコンを使ったりとか、それから携帯のアプリに入れ込むとか、そういったこともありますので、いろんな形で研究をしていって、そういった幸福を感じられるような自治会を続けていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

ありがとうございます。町長も同じような考えだと思いますので、是非、幸せになるような自治会を作っていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで西岡克之議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時まで休憩いたします。

（休憩 11時34分～13時00分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順 8、内村博法議員の①災害時の避難体制等について、②令和 3 年度施政方針についての質問を同時に許します。

7 番、内村博法議員。

○7 番（内村博法議員）

皆さんこんにちは。早速質問に入らせていただきます。

まず、①災害時の避難体制等について。災害時の逃げ遅れによる被災を防ぐため、市町村長が発令する避難勧告を廃止し、避難指示に一本化することを盛り込んだ改正災害対策基本法などが 4 月に成立いたしました。運用開始は 5 月 20 日。また、高齢者等の避難を迅速にするため、個別の避難計画作成を市町村の努力義務にすることも定めております。避難勧告の廃止は 1960 年以来の重要な改正でありまして、地方自治体や住民への影響は大きいと思われます。そこで、次のとおり質問いたします。（1）今回の災害対策基本法などの改正により、これまでの避難体制はどのように変わるのか。また課題は何か。（2）避難指示への一本化により、多数の住民が避難所等に避難することが予想される。現状の避難所の受け入れ体制などを見直すべきではないかと思われるが、どのように考えているか。（3）避難所の感染予防対策として、手洗い場の水道蛇口を自動水栓に交換し、非接触化や節水を図る考えはないのか。（4）災害時に避難の手助けが必要な避難行動要支援者名簿をめぐり全国の市区町村の約 4 割が難病患者を掲載対象外としていることが新聞で報道されました。本町の実態はどのようになっているのか。また、避難行動要支援者の福祉避難所として現在 2 か所の施設、のぞみの杜及び特別養護老人ホームかがやきが指定されておりますが、さらに拡充、整備する計画はないのか。

次に②令和 3 年度施政方針について。令和 3 年度第 1 回長与町議会定例会において、今後の町政運営に対する町長の所信として令和 3 年度施政方針が示されました。そこで、この施政方針の内容や取り組み等について、次のとおり質問いたします。（1）これまでの「子育て、教育、健康づくり」を施策の柱に据え、さらに「遊び心」を取り入れた施策を展開し、活気と安らぎに満ちた、持続可能な魅力あるまちづくりに取り組んでいくとされているが、「遊び心」については具体的にどのような施策を考えているのか。

（2）財政運営につきましては、ここ数年、経常収支比率が悪化している。増加の一途をたどる社会保障関連経費や、老朽化した公共施設等の維持管理経費に加え、一括施工を開始した高田南土地地区画整理事業における単年度事業の大幅な増加、そして、未だ新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中で、引き続き感染拡大防止対策や新しい生活様式への対応など、新たな行政需要が発生することも見込まれる。これらを踏まえると、これまで以上に危機感を持って、さらなる経費節減に努めるとされている。ここ数年の経常収支比率の推移並びに県内他市町の経常収支比率と比較し、本町はどのようになっているのか。また、財政の健全性を維持していくために今後どのような対策を考えているのか。（3）令和 3 年度から第 5 次長与町行政改革大綱及び実施計画に基づいた行政改革を遂行し、事務の効率化、事業の充実、住民サービスの向上を目指し、

効果的、効率的な行政運営に努めているとされているが、これまでの行政改革実績の評価を踏まえた第5次の特色ある施策は何か。またICT、情報通信技術の推進を掲げているが、現在の組織を見直し、国の自治体システムの統一などを目的としたデジタル庁創設等のデジタル改革関連6法の成立や、長崎県が推進しております先端技術を活用した地域課題の解決と経済発展を目指す「ながさき Society 5.0 推進プラットフォーム」の方針にも対応できる組織体制を構築する考えはないのか。（4）情報管理部門では、安定的な電算システムの運用管理を図るとともに、AI、RPA等のICT導入など庁内業務の効率化を進め、さらなる住民サービスの向上に努めていくとされているが、具体的にどのような施策を考えているのか。（5）高齢者福祉につきましては、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう権利擁護支援や成年後見制度利用促進などの中心的な役割を担う中核機関を設置するとしているが、この中核機関の内容と設置時期などはどのようになっているのか。（6）学校のトイレの洋式化や普通教室の照明をLED照明へ交換し、機能性と快適性の向上を図るとしているが、現状の進捗状況はどのようになっているか。以上、長くなりましたがよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、内村議員の御質問にお答えをさせていただきます。なお、2番目6点目の質問につきましては所管をしております教育委員会から回答いたします。私のほうからは、そのほかの質問につきましてお答えをいたします。

まず1番目1点目でございます。今回の災害対策基本法などの改正により、これまでの避難体制はどのように変わるのか、また課題は何かというお尋ねでございます。改正前における避難情報では、災害の危険性を示す5段階の中で避難勧告と避難指示を同じレベルに位置づけており「違いが分かりにくい」「本来避難すべき勧告のタイミングで避難せず逃げ遅れる人が多い」などの問題点が挙げられておりました。今回の法改正の趣旨には、従来の避難情報の分かりにくさを解消し、逃げ遅れを防ぐ狙いがございます。なお、住民が取るべき行動につきましては、従来どおり5段階に区分されておまして、警戒レベル1から2は住民が最新の気象情報に注意を傾け、ハザードマップや避難場所などを確認する段階と位置づけております。警戒レベル3から4につきましては、町からの避難情報の発令に基づき、危険な場所にいる人が実際に避難行動を取る段階とし、レベル3の高齢者等避難は高齢者など避難に時間を要する人は避難を開始する段階とし、レベル4の避難指示は全住民が速やかに避難する段階で、この時点で避難を完了する必要がございます。したがって、避難勧告が廃止されましたので、今までの避難勧告のタイミングで警戒レベル4「避難指示」の発令となるわけでございます。レベル5の緊急安全確保は、既に安全な避難ができず命が危険な状況に達し、命を守る最善の行動を取る段階としています。国におきましては、平成30年7月豪雨を教訓とし避難対策

等の強化が行われ5段階の警戒レベルが始まったばかりで、相次ぐ改正に戸惑う町民も多いと思われます。町といたしましても、広報紙やホームページなどで周知を図り、町民の皆様が警戒レベルに注意し、町から発令される避難情報を確認の上、最善の行動をとっていただけるよう分かりやすく避難情報の発信を行っていきたいと思っております。

2点目の、現状の避難所の受け入れ体制などを見直すべきではないかと思われるが、どのように考えているかということでございます。現在本町では、長与町地域防災計画の中で公共施設27か所を指定避難所として指定をしておるところでございます。施設の選定につきましては、災害対策基本法に基づき、被災者の受け入れや生活関連物資の配布が可能であること、想定される災害の影響が少ないことなど、避難所としての設置基準を満たす施設を指定しております。また、地域公民館や自主防災センターにつきましては、避難所の設置基準を総合的に判断し、現時点では指定しておりませんが、自治会長の判断で自主的に開設し、避難場所を確保いただいております。このほか1市2町の広域連携中枢都市圏の枠組みの中でも、相互に住民の避難を受け入れる取り決めがなされており、また、昨年7月には町内の寺院を避難所として開放していただく内容の協定を締結したところでございます。避難所の受け入れ体制につきましては拡充に努めているところですが、今回の法改正を踏まえまして、引き続き研究してまいりたいと考えております。また、避難情報の改正に伴い、内閣府からは、避難とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はないことが示されております。町民の皆様方には避難情報を理解いただくことが重要であり、正確な理解を促すための周知、情報発信にも努めてまいりたいと考えております。

3点目の、避難所の感染予防対策として、手洗い場の水道蛇口を自動水栓に交換し非接触型や節水を図る考えはないかというお尋ねでございます。避難所に指定しております公共施設27か所の手洗い場のうち4か所が自動水栓、4か所が一部自動水栓、残り19か所が未自動水栓でございます。指定避難所のうち本町庁舎の水道蛇口は、本定例会におきまして自動水栓に係る予算を計上しておるところでございます。また、その他の避難所につきましては、それぞれの施設における施設管理の観点や手洗い場の用途などに応じまして、自動水栓への切り替えを検討してまいりたいと考えております。災害時におきましては、避難所における感染予防の観点から手洗い場に手指消毒液を設置するなど、安心して御利用いただく環境を整えてまいりたいと考えております。

続きまして4点目の、難病患者の避難行動要支援者名簿についてでございます。本町では、障害福祉サービスを利用している難病患者を対象としておりまして、長与町避難行動要支援者避難支援プランにおきまして、その範囲を定めているところでございます。対象者をこのように定めている理由といたしましては、難病患者の身体の症状は様々であり、一律に対象とすることが困難であることや、難病患者の把握は県の保健所が行っていることなどから、このように判断をしてきたところでございます。また、本人からの希望があった場合にも、名簿に登載することが可能な制度となっておりまして、重度

の方につきましては保健所が主体となり個別支援計画を策定したケースもございます。このように、支援対象者の状態は様々であることから、今後も関係者や関係機関と連携を図りながら、個別支援計画の策定を進めてまいりたいと考えております。次に、福祉避難所につきましては、その指定を行うに当たって施設自体の安全性の確保や施設内における安全性の確保など様々な要件を備える必要があり、その中でも、要配慮者をサポートする専門職員の確保が大きな課題となっているところでございます。年々自然災害が増加してきている状況の中、今後その必要性はますます高まっていくものと考えており、福祉避難所のさらなる拡充、整備に向けて努力をしてみたいと考えております。

次に、2番目1点目の「遊び心」については具体的にどのような施策を考えているのかというお尋ねでございます。昨年度より、長与町をもっと元気なまちにしたいという思いを込めまして「遊び心のあるまちづくり」をキーワードに加えたわけでございます。各種施策を推進するに当たりましては、全ての町民の皆様の日々の暮らしが楽しく、ゆとりのあるものとなるよう「遊び心」を大切に取り組んでいく所存でございます。また、町の魅力を効果的に発信し、遊び心のあるイベントや事業を展開していくことで「長与って面白い」「長与を訪れたい」と思わせるようなまちづくりに努めてまいりたいと考えております。そういう意味でも、今後は長与町をICTのまちとして育て、関係人口等の増加へ繋げていければと考えております。国道207号線につきましては拡幅整備を国へ要望しておりますが、大村湾を一望できる風光明媚な景色は大村湾一周自転車走行イベント「大村湾Z E K K E I ライド」のコースでもあり、周辺には個性的な面白い店舗も増えてまいりました。さらに、大村湾などの自然を生かした海洋スポーツの推進などにも取り組んでまいりたいと考えております。また、豊かな自然と整備された町並みの長与町は、非常にウォーキングの似合う町だと考えております。本町ではこれまで健康ポイント事業、そして、コロナ禍でも安全に楽しめるウォーキングイベントやフォトグランプリを開催してまいりました。今後も自然と触れ合える遊歩道や、親子で楽しめる公園の整備など、町民の皆様方の提案も参考にしながら取り組んでまいりたいと考えております。町といたしましても、皆様とともに、長与の魅力を高め、発信し、新たな人の流れを創ることで、興味を持っていただけるだけでなく、移住をしたくなる、そして今住んでいる人もずっと住み続けたいとなる、そのような町を作っていくためにも、遊び心のあるまちづくり、魅力あるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

続きまして2点目の、経常収支比率の状況及び今後の対策というお尋ねでございます。本町の令和元年度の経常収支比率は95.1%でございます。長崎県におきましては5番目に高い数値となっております。また、直近の5年間では概ね90%を超えており、県内で4番目から6番目に高い位置で推移をしております。この指標は財政の行政需要への対応能力を表していることから、事務の効率化を常に検証しながら、さらなる経費節減に努めていきたいと考えております。

3点目の第5次行政改革大綱の特色と組織体制の構築についてのお尋ねでございます。

本町における行政改革は、昭和60年に長与町行政改革大綱を策定して以降、その時々
の社会情勢に応じまして見直しを図りながら、事業の充実や町民サービスの向上など一
定の成果を上げているところでございます。第5次行政改革大綱の特色としましては、
人口減少や少子高齢化をはじめ、大規模災害や感染症対策など持続可能な行政運営の視
点を取り入れた内容となっているところでございます。具体的にはコミュニティ組織や
各種団体と連携、協働し、地域活動の活性化や消防、防災体制の強化に取り組むことや、
ICTを活用した業務の効率化、働き方改革や職場環境の整備など、行政運営の効率化
に努めてまいりたいと考えております。また、ICT化の推進につきましては、デジタル
改革関連法案が可決成立したことから、今後デジタル社会の実現に向けた改革がより
一層加速していくものと捉えております。本町におきましても、AI等のデジタル技術
を活用した業務の効率化や行政手続きの電子化に向けて、各所管課におきまして連携し
ながら取り組んでいるところではありますが、今後、よりICT化を促進するために業
務の集約並びに人的配置など、体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

4点目の情報管理部門における業務の効率化とさらなる住民サービスの向上について
のお尋ねでございます。現在、庁舎内では基幹システムを使用して各業務の行政サー
ビス提供の効率化を図っておるところでございます。情報管理部門におきましては、この
基幹システムが安定的に運用できるようにパラメータの保守やシステムの改修、保守業
者との連絡調整を行っているところでございます。また今年度、RPA、AI-OCR
を導入し、紙からデータへの変換、単純なシステムへの入力作業を自動で行えるように
進めているところでございます。これにより職員の作業時間を短縮し、窓口相談業務等
に時間を使えるようにすることで住民サービスの向上に寄与するものと考えております。

続きまして5点目でございます。中核機関の内容と設置時期についての質問ござい
ます。中核機関につきましては、成年後見制度利用の促進に関する法律に基づき設置を
するもので、地域における権利擁護支援や成年後見制度利用促進を中心として、司令塔
の役割を担う機関となっているところでございます。内容といたしましては、制度の周
知に関する「広報機能」、電話や窓口での「相談機能」、受任者調整等の支払いや担い
手の育成を行う「成年後見制度利用促進機能」、後見人活動に関する相談や活動支援を
行う「後見人等支援機能」となっております。設置時期につきましては今年度の10月
を予定しておりますが、これら全ての業務を設置当初から行うのではなく、弁護士や司
法書士などの専門職や家庭裁判所と連携しながら、より良い制度となるよう中核機関の
機能を充実させてまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、内村議員の御質問にお答えいたします。2番目6点目の学校のトイレの洋式化、
普通教室のLED照明化の進捗状況についての御質問でございますが、学校のトイレの

洋式化につきましては、第10次総合計画での令和7年度目標値の洋式化率70%を見据え、順次工事を行っているところです。令和2年度末の進捗率は55.3%、令和3年度末の予定進捗率は57.8%です。次に、LED照明への交換ですが、平成27年度の長与小学校体育館から始まり、体育館につきましては、令和3年度には町内小中学校体育館のフロア部分のLED化が完了いたします。また、普通教室につきましては、令和2年度からLED化に取り組み、令和3年5月末現在でLED化率は35%となっております。今後も学校施設の快適性の向上に努めてまいります。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

災害時の避難体制等につきましては、これから非常に災害リスクの高まる時期を迎えますので、併せて法律の改正がありましたので、この辺につきまして質問いたしました。あと、2の項目については町長の令和3年度施政方針ということで、なかなか聞く機会がないものですから今日併せて、できるだけ早い機会に質問しようということでこのテーマを選びました。ちょっと長くなりましたけども、よろしく願いいたします。それで先程、広報の充実強化ということで言われたんですよね、やる課題ということで。町民への広報の強化と。で、今回改正の趣旨というのは避難勧告、今まで避難勧告は避難の準備を始めるっていうことだったんですよね。そして避難指示に繋げていくというのが今までのやり方でした。で今回、避難勧告がなくなるわけですけども、そうすると避難指示となると即避難しないといけないと、もう準備期間が無いわけですよ。先程、町長が説明された、そういう感じになるわけですね。そうすると、やはりもう、あらかじめ平時に、いつどこへ逃げる、あるいはどういう準備をしておかないといけないというのは、もう常日頃、町民は考えておかないといかんわけですね。避難指示が出たらもうすぐ即避難と。恐らく町長が発令されるときは避難指示も早めに出されると思うんですよね。というのは遅くなるとまた被害が生じる可能性がありますから、そうすると、やはりこの広報の周知、強化はその辺りをもう少し強調されて町民に言うておかないと、今まで我が長与町は避難指示がないんですよね。私も調べましたけども、長崎大水害のときにあったのかどうかよく分かりません。しかし、それ以来多分、避難指示はなかったと思うんですよね。だから、町民の皆様も避難指示というのは、今度もし出てくるとすると初めての体験なんですよ。だから、混乱が生じないように、自主防災組織とか、自治会の組織とか、いろんな各種団体がありますけれども、そういう所と十分連携をとっていただいて、町民に混乱が生じないようにしていただければなと思います。それが先程の課題だろうと思いますね。それと課題について新聞に載ってましたけども、避難場所が接種会場と重なっているんですよ。具体的には長与町健康センターと長与町民体育館。これが先程、町長が言われた避難所の27の所にダブってるわけですね、ダブってるって言ったらかおしいけども、そこは接種会場になったんですね。たまたまその

接種の日に避難指示が出た場合に、どのように対応されるか、新聞にも載ってましたけども各地の対応も様々のような感じもしましたけども、本町はどのように対応されるか、そのちょっと課題としてどうされるのか、そのところをちょっとお聞きしたいなと思います。分かってる範囲で結構ですからよろしくお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木地域安全課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

議員のただいまの御指摘の件でございますが、災害を所管する地域安全課とワクチン接種担当課健康保険課におきまして、事前の協議、調整を現段階行っているところでございます。その中におきまして、まず1か所目の健康センターにつきましてはふれあいセンターという建物及び体育館が指定避難所となっております。ワクチン接種には健康センターの部分を使いますので、例えば受付入口の場所を融通を利かせるとかいう面で、同時に使うことが可能になるかというふうに今整理をしているところでございます。ただ、町民体育館に関しましては、どうしてもスペース的なところが重複してしまいます。人命を優先するっていうのがやはり基本であるかとは思っております。ですので、避難所開設というところで現在のところ考えておりますが、一度に町民体育館もやはり1,000名の接種者がいらっしゃいますので、開設のタイミングによってはコロナワクチンの接種が行われる中で開設する必要もあつたりとかございます。避難所については全部で27か所ございますので、できるだけ臨機応変に対応していきたいというふうなところで今現在は考えているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

できるだけ混乱が生じないように対処していただきたいと思います。次に、これまで避難勧告の場合は、長与町の場合は長与町の全域に避難勧告を出しておられたんですね。去年でしたか、7月6日の大雨特別警報のとき長崎市は三重の所、特定の地域に避難指示を出しておられたんですね。そこでお聞きしたいんですけども、今度避難指示一本化したんですけども、長与町の場合、例えば特定の地域に絞って避難指示を出されるのか、そういうケースがあり得るのか、あるいは今までみたいに避難勧告と同じように一律に全地域に出すのか、そういった場合の対応、お考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木地域安全課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

その件につきましても、国の方からは地域に絞っての発令というような手段もあるということでの通知が来ておるところでございます。事前に検討したところで過去から大雨等による災害、崖崩れ等が起きた場合、長与町ではもう町内各地、点在している状況

でございます、危険を早期に知らせ避難していただくという意味では町内全域に発令するのが一番好ましいのではないかとということで現在は整理をしております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

それでは（2）について再質問したいと思います。先程、避難所の充実ということで、例えば防災センター、自治会管理でやってる所とか、これ従来どおりされると思うんですけども、それから広域連携で3市町の避難所を相互利用するという事で町長から答弁ありました。それで昨年9月に私もお聞きしたんですけども、避難所の拡充として学校側と協議するというお話を伺ったんですね。で、まだ協議中なのか、何かもうほぼ目途が立っているのか。その辺り、もし分かっていたら教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木地域安全課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

昨年中に教育委員会と教育施設についての協議を行っております。その中で、利用することについては可能であるということで回答いただいております。今年度、防災計画の中で指定避難所に追加をする予定としております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

それと広域連携で3市町の避難所有効活用ということで、ホームページにも3市町の避難所が掲載されてるんですよ。町民はそこを見て避難できるんでしょうけど、ただ、直接そこに行っているのかどうか、手続きが何かあるのかどうか。私もよく分からないもんですから、その辺りの運用がどうされてるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木地域安全課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

1市2町の連携の枠組みですね。この中で相互扶助の観点から、議員のおっしゃるとおりホームページの中で相互リンクを貼ったところで、避難所の御案内をしております。基本的には直接行っていただいて構わないというスタンスでございます。実際に長崎市からも避難の実績が昨年度もあっている状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

ということは自由に行っていると、こういうことですね。長崎市の避難所が近い所であれば、より安全に行けますので。分かりました。それから昨年7月6日の大雨特別警

報が発せられたときに避難勧告で、町長から49世帯92名の避難者がMAXだったと、こういうふうにお伺いしたんですね。その後、台風10号が9月6日に避難勧告が出とったんですけど、そのときの避難者数、これをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木地域安全課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

台風10号の際に指定避難所を11か所開設いたしました。この中では966名の避難がありました。また、福祉避難所2か所、こちらの方28名。このほか自治会の公民館でありますとか、自主的な開設をした所もございまして45名いらっしゃったとお聞きをしております。合わせまして1,039名ということで把握をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

分かりました。それで、これも新聞に載ってましたけど、長崎県全体ではこの台風10号のときですね、県内最多の742か所の避難所が開設されて、そのうち139か所が満員となったという記事が載っておりました。本町の場合はこの混雑状況、先程11か所って言われたんですが、そのうち満杯の箇所があったんですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木地域安全課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

11か所のうち、収容可能人数を超過した箇所が2か所、ほぼ満員の状態に達する寸前が4か所、合わせて6か所。この6か所は当時、防災行政無線で御案内した施設です。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

県の方は何かこの混雑状況のアプリを各市町の方に提案してるみたいなんですけども、既に長与町は導入されてるんですよ、1月から、長崎も含めてですね。こういうアプリがありますから、これを町民は見て判断すればいいと思うんですけどね。まあ、本当便利なアプリをですね、私もホームページ上で見ましたけども、非常に早い対応で整備されてますので、安心しました。それと避難所の災害備蓄というのがあるんですけど、これは見直すお考えはないんですかね。今回の避難指示一本化によってですね。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木地域安全課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

備蓄品に関しましては、確かに避難者数の増というのが予想されることから、備蓄の量をどのように確保するかという観点では検討していく必要があると。備蓄するにおい

ても、例えば備蓄する倉庫とか、保存したあとの処分と言いますか、有効利用というのを考えるよりは、現在6か所の事業所と災害協定で食料品等の物資の供給を締結しているところがございます。できれば今後はこういった協定で、即時に住民のための食糧、物資が確保できるような体制を整えていきたいというところで現在は考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

避難所の災害備蓄、ここ1年の間に種類が倍ぐらいになってものすごく充実されてるんですよ。例えば液体ミルクとか、生理用品とか、いろんな種類が今回整備されてます。本当に前課長とか町長がリードされてそういうふうにしたと思うんですけども、非常に良いことではないかなあと感じてですね。種類だけはかなり増えてます。8種類から15種類に増えてるんですよ、ここ1、2年の間に。是非、量も併せて今後検討していただきたいと思います。それから先程の（3）ですけれども、自動水栓ですね、拡大していくということなんでよろしくお願い申し上げます。一石二鳥っていうんですかね、感染対策と節水が両方できるということですね。今、皆さんインターネットで見られれば外付けで簡単に取り付けられるものもありますし、わざわざ全部交換する必要は無い、外付けがですね。そういったものもありますんで、そういったものを利用して拡大されていけばいいかなと思います。是非よろしくお願ひいたします。それから（4）の避難行動要支援者ですね。それで、人工呼吸器を付けている人たちというのはどうなるのかですね。どういふように避難されるのか分かれば教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

人工呼吸器を付けておられる方につきましては、電源の確保の方が大変重要であるというふうにご考えております。今、個別支援計画の方を策定しておりますが、主に人工呼吸器をお付けの方につきましては、保健所の方が中心となって個別支援計画を策定しております。主に、主治医がいらっしゃる病院への避難であったりとか、福祉避難所への避難であったり、もしくは自宅で、お持ちのバッテリーの持続時間とかを考慮しながら、個別に策定しております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

分かりました。先程の難病患者の件ですけれども、先程の町長の答弁で分かりました。なかなか外見から判断しにくい面もあるし、難しいところがあると思います。できるだけ把握されて1人でも多く認定されることを望みます。それから避難行動要支援者ですけども、この方は介助人というか、そういうのも個別計画の中で指定されると思うんで

すけれども、たまたま、そういう方と連絡がつかない場合とか、本人がですね。そういう場合は何か相談窓口があるんですかね。役場に電話すればそれで通じるんですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

基本的には、要支援者を介助する方につきましては、自分が避難をするのが最優先でありますので、まず自分の身の安全を確保していただく。その中で、自分が把握しておられる要支援者の方に連絡を取るんでしょうけれども、実際の災害時は様々なことが想定されますので、全てが万全に行くというふうには考えておりませんが、できる限り連絡が取れるような体制を作ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

次に令和3年度施政方針ですけれども「遊び心」ですね、いろいろ先程説明されまして、今までずっと「遊び心」を実施されてきたということで、それはそれなりに評価するんですけれども、ただ、考え方として、ちょっと具体的なイメージが分からなかったものですからお聞きしたんですけれども、それに加えて、この「遊び心」というのは行政目的を達成するための手段ではないかと。手段ですね。演劇で言えば、主役は行政目的で、脇役がこの「遊び心」ではないかと、こういうふうに見とるわけですね。そういうふうに仕分けすると分かりやすいなど、こう思うわけですね。例えば春の「ウォーキングながよ」は、こういうチラシがあるわけですね。これを見ますともう「遊び心」が3つあるわけですね。目的は何かって言うとやっぱり健康増進なんですよ、行政の目的。その目的を達成するために、この「遊び心」を取り入れてるんですよね。その「遊び心」というのは、「楽しく歩いてカードを集めよう」とか、「フォトグランプリ写真を応募しましょう」とか、それから「なぞときウォークラリー長与町長からの挑戦状」とかですね。この3つの仕掛けを作ってるんですよ。この仕掛けそのものは「遊び心」じゃないかなと、こういうふうに私は理解しました。「遊び心」と言ったら、個人に置き換えれば分かりやすいんですけど、ただ、行政にとって「遊び心」は何ぞやっていうことかと思っただけなんです。私はそういうふうに整理しましたけれども、いかがですか。

○議長（山口憲一郎議員）

中村秘書広報課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

議員がおっしゃるとおり、「遊び心」は町を活性化するための手段でございます。各種施策を推進するに当たり、町民の皆様の日々の暮らしが楽しくなる、元気になる、関心を持っていただける、このような「遊び心」の視点を持ちながら、既存の事業も含めまして検討を行っているところです。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

今、健康増進の例を挙げましたけども、ほかにも例えば産業振興で八反田公園でイルミネーション点灯されてしてますよね。あれも1つの動員をかける、町民の皆さん集める一つの「遊び心」じゃないかなと思いますけども、是非そういう手段として「遊び心」をどんだん使われたらどうかなと思います。もちろん、行政目的が無いと、単なる「遊び心」が目的になると、もう何でもありになってしまうんで、その辺りは本末転倒になりますんで、そういうことで考えてみました。よろしく願いいたします。それから、財政運営ですね。かなり悪化してるということはもう理解しました。今後、経費削減に徹底的に取り組んでいくと。もう100を超えたらちょっとアウトになりますんでですね、財政力指数は0.675だったかな。あんまり変わってないんですね、数年ですね。この財政力指数と経常収支比率ですか。財政力指数は0.65から0.67で今ずっと数年間推移してるんですけどね。その関係はどういうふうに見ればいいか、ちょっと私も悩むところでございますけど、御説明お願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

木須財政課長。

○財政課長（木須紀彦君）

財政関係の指数というのはいろいろございます。基本的には、もう全く別というふうな形で考えていただければと思っております。財政力指数でございますけれども、こちらは例年、普通交付税を算定するための指標として算定されるものでありまして、基準財政収入額と基準財政需要額の差が普通交付税として算定されるというふうな形で使われるものでございます。一方、今回御質問であります経常収支比率につきましては、町長答弁にもございましたとおり、財政の弾力性というふうな言葉が使われますけれども、財政の余裕と、必要な臨時的なものというふうな言い方をいたしますけれども、何かあったときにすぐに対応ができるような財源、それがどの程度ありますかというふうなものを示す指標という形で使われているところでございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

分かりました。是非ですね、今後、厳しいでしょうから。国の国債もですね、私も見ましたけど、もうとてつもなく膨らんでいるんですよ。見られたら分かると思うんですね。その影響がまた出てくるんじゃないかなと、地方自治体の地方交付税とかですね、そういう影響が出てくるんじゃないかなと心配してるところです。だから、恐らくコロナが収束しても、そういうのがまだ影響が大きいんですね、絶えずコストダウンを図っていかないと、こういうふうになってます。是非、努力していただきたい

と思います。それから、先程の組織体制ですけれども、佐世保市とか長崎市はもう組織を作って執行しております。ICTのですね。だから、その活動を聞いてもらえばいいと思います。先程の町長答弁にもありましたように、検討していくということですから、そういったところを検討されたらどうかなと思います。先程「遊び心」の中でICTにちょっと触れておられましたけども、私はこれからICTが、例えばシーボルト大学のセキュリティ学科が平成23年ですか、開校されるんですけど、今のところ小さな種でしょうけども、長与町をICTの町にというか、そういうのに将来大きく膨らんでいって欲しいなあという願望があります。長与町は産業が無いから、そういうシステム関係の企業を長与町に集積して、ほかからも来ていただいて、あるいは起業化していただいて、ICTの町ということで育てていって欲しいなあという希望があります。だから是非これは私の希望ですけどね、産業が無いがゆえに、今そういう種のとときに長与町の役場の方もそういう体制を作られたらどうかなって意味合いもありましてそういうことを、組織体制を見直したらどうかということをお願いしたわけです。それから次、RPAですけれども、具体的にどんな業務をターゲットとしてるかですね。そして、いつまでにやるスケジュール、大まかでいいですけども分かれば教えていただきたいと思いません。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

役場について多くの業務があるんですけども、今、想定されてるのがこども政策課の業務で児童手当の現況届の基幹システムへの入力や、健康保険課の業務で問診票の読み込み、入力などを想定しております。それと、いつまでかですけども、現段階、トライアルで検討してるんですけども、今年の8月頃までには調達を行う予定でおります。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

RPAですか、ロボティック・プロセス・オートメーションって言うんですけど、大容量のデータとかそういうのを処理するには向いてるんですよ。普通のデータだったらエクセルのマクロ機能を使えば簡単にできるんですけども、今、言われてるRPAというのは大容量で、かつ納期が無い場合ですね、例えばさっき言った子ども関係の帳票ですか、こういったのは結構多いんですよ。それを一気に処理するためにはやっぱりこういうソフトを使っていかなないと、RPAのソフトですけど高いんですよ、もう、ちょっと素人では手が出ないほど高いソフトらしいですけど。是非、そういうのを導入して進めていかれたらいいなと思います。是非、積極的に挑戦してください。それから先程、中核機関を設置するということでお話あったんですけど、これは外部に委託するのか、あるいは町が独自でしていくのか、その辺りちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

中核機関の実施主体につきましては町になりますけれども、一部、社会福祉協議会へ委託をして、ともに実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

そうすると分担はまだ決まってないですかね。それぞれの分担。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

業務分担につきましては、現在まさに協議中でございますけれども、主に広報機能であったり、相談機能につきましては、共に担う部分であると考えておりますので、それらにつきましてはお互い情報交換をしながら進めていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

最後になりましたけれども、成年後見を家庭裁判所に申し立てするんですけども、その申し立て人として市町村長もできることになってるんですね、法律上。そういう例が今まであったのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

長与町では平成21年に実施要綱を定めておまして、その中で首長申し立て、いわゆる町長申し立ての規定を設けております。実施要綱を定めて以降、令和2年度末現在で6件の町長申し立てを行っております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

以上で質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで内村博法議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時10分まで休憩いたします。

（休憩 13時58分～14時10分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順9、河野龍二議員の①新型コロナウイルス対策について、②交通対策についての質問を同時に許します。

12番、河野龍二議員。

○12番（河野龍二議員）

一般質問最後となりました。今しばらくお時間をいただきたいと思います。私は2つの点で質問いたします。

まず初めに新型コロナウイルス対策について質問いたします。新型コロナウイルスの猛威は収まるどころか、変異株の蔓延など新たな危機が増え続けています。ワクチン接種もようやく始まりましたが、全ての町民が接種できるにはまだ相当の時間が必要で、それまでは現状の不要不急の外出を控え、大勢での会食を控え、徹底した衛生管理対策が余儀なくされます。当然、町内の事業所や商店などの景気にも影響があります。そこで質問いたします。（1）ワクチンの接種状況と今後の計画はどうなっていますか。

（2）余剰ワクチンの対策はどのように対応していますか。（3）新たな事業支援の対策はどう考えていますか。（4）事業支援以外の支援の考えはありませんか。

2つ目に交通対策について質問いたします。長与町第10次総合計画の基本目標5、安全・快適・便利な暮らしでは「機能的で快適な居住空間と利便性の高い暮らしを高い次元で実現するため（中略）地域公共交通の充実を図りつつ、」と目標の具体的な内容が明記されています。そして新たにコミュニティバス、乗合タクシーの運行を掲げています。乗合タクシーが実証実験まで取り組んで、利用者の減少から断念となりましたが、今後の長与町の将来を考えるなら、コミュニティバスや乗合タクシーの導入は早急に必要だと思います。また基本目標5の実現には既存の公共交通の充実も必要だと思います。しかし、本年4月からバスの便が減便されたと聞いております。総合計画作成に当たり行われた「長与町未来のまちづくり意見交換会」でも公共交通の充実、バスやJRの増便を望む意見があります。以上の内容を踏まえ質問いたします。（1）コミュニティバスや乗合タクシーの今後の考え方について。（2）バス減便の理由について。（3）バス及びJRの増便の要請の考え方について。以上、質問いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは本議会最後の質問者であります河野議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず1番目1点目でございます新型コロナウイルスについてでございますけれども、ワクチンの接種状況と今後の計画はどうなっているのかというお尋ねでございます。世界的なワクチン不足によりワクチンの供給が遅れたため、当初の計画よりも遅くなっておりますけれども、高齢者施設につきましては4月19日から、集団接種は5月16日から、個別接種は5月25日から、それぞれ接種を開始いたしております。5月末現在、優先接種者となる65歳以上の高齢者、約1万2,000人のうち4,000人が第

1回目の接種を終了しております。接種を希望する高齢者全員が7月末を目途に2回の接種を終了できますよう、現在調整を図っているところでございます。今後65歳以上の方が終了次第、60歳から64歳の方、基礎疾患を有する方、高齢者施設等で働いておられる方、保育所、こども園等で働いておられる方、それ以外の方と続き、概ね年内を目途に終了させる計画といたしております。続きまして2点目の余剰ワクチンの対策はどのように対応しているのかという御質問でございます。集団接種におきまして急なキャンセルなどによりワクチンが余った場合には、集団接種に従事しておられるスタッフ、またはあらかじめリスト化しております高齢者施設等の従事者と保育所、こども園等の従事者の中から、そのときの状況に応じて接種をすることにしております。3点目、新たな事業支援の対策についての考えはどうかというお尋ねでございます。県では、5月13日より県全体で感染段階を最上位であるステージ5に引き上げ、県内全域に県独自の医療危機事態宣言。また、長崎市内には引き続き緊急事態宣言の発令がございまして、5月31日まで飲食店等及び運動施設、競技場、遊技場等への営業時間短縮の協力要請があったところでございます。当町の飲食店等につきましては、県からの営業時間の短縮要請はなく、感染防止対策を徹底した上で通常どおりの営業ができておりますけれども、外出の自粛、イベントの自粛などにより、多くの町内事業者におきましても厳しい状況が続いていることは変わりがないわけでございます。本町で5月31日まで受け付けを行った「事業継続支援金第3弾」は、1月に県下全域に発せられました特別警戒警報、長崎市への緊急事態宣言に伴い事業活動に大きな影響を受けたことに対し、県下統一して実施をいたしましたことから、今回の医療危機事態宣言や長崎市内に向けた緊急事態宣言に伴い影響を受けた事業所等への支援につきましても、県下において統一した支援ができないものか、県へお願いをしてみたいと考えております。また、県内全域の飲食店を対象にした「第三者認証制度」の導入について県の方で検討されており、当町におきましても飲食店等における安全で安心な環境を準備することで、町内外の方に足を運んでもらい、町内の飲食店の売り上げ増加に繋がるよう町内事業者へ制度の周知を行ってまいります。今後も県や近隣市町、西そのぎ商工会など関係機関と連携を図りながら情報交換などを行い、長与町の実情に合った事業支援策を検討してまいります。続きまして、4点目の事業支援以外の支援の考えはないかということでございます。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から子育て世帯生活支援特別給付金を支給いたします。支給対象者は児童扶養手当受給者等のひとり親世帯とそれ以外の住民税非課税の子育て世帯等で児童一人当たり一律5万円を給付いたします。今回の補正予算に、実施主体を町とするひとり親世帯以外の住民税非課税の子育て世帯等の予算計上をさせていただいておりますので、本会議で承認を受けましたら令和3年度分の課税状況の判明以降、可能な限り速やかに支給を行いたいと考えております。

続きまして大きな2番目の交通対策についてでございます。2番目1点目のコミュニ

ティバスや乗合タクシーの今後についての考え方でございます。基本的には、まずは今ある地域公共交通サービスを見直すなど、既存の交通事業者に最大限の協力をお願いしたいと考えております。その上で既存サービスの見直しで対応できない場合には、地域の実情や需要に応じて新たなサービスの導入を検討してまいりたいと考えております。こうした考えの下、平成30年から令和元年にかけて町内2地区で乗合タクシーの試験運行を実施いたしました。期間中、地域の声を踏まえルートやダイヤの見直しを行いながら運行を継続してまいりましたが、利用の状況や負担額の合理性の問題などから、本運行は行わないことといたしておるところであります。アンケートの結果につきましても乗合タクシーを利用していない理由は「自家用車等を利用しているから」が83.8%と高かったこと。また、地域や運行事業者の意見としまして「特定の方の乗車がほとんどで、需要が高まるにはもう少し時間が必要ではないか」とのことでもございました。今後とも高齢化率の上昇や地域の要望等に応じまして、再度の試験を含めた持続可能な運行態様の検討を行ってまいります。次に2点目のバス減便の理由についてのお尋ねでございます。近年、地方圏における地域公共交通は、人口減少や自家用車の利用などによる利用者の減少により、事業者の経営が圧迫される厳しい状況にあります。町内を運行するバス事業者におきましても同様の傾向にある中、路線の維持に努力をいただいておりますが、コロナ禍における外出自粛等により、利用者は前年比2割の減少となるなど大きな打撃が出ておるところでございます。こうした状況から通勤、通学などの生活に支障のないよう、利用の少ない時間帯など実態に応じた減便となっているようでございます。続きまして3点目、バス及びJR増便の要請についてはという御質問でございます。バス路線の変更につきましては、利用状況などを踏まえた事業所の経営判断によるものもございしますが、本町といたしましては自治会や町の要望を事業者にお伝えし改善の要請をしているところでございます。事業所におかれましては新たな市街地形成への対応、通勤、通学の利便性向上など、限られた経営資源の中で住民ニーズに応じた改善に努力をいただいております。今後とも地域からの要望やまちづくりの進展、利用需要の変化などを踏まえ、より利用しやすい環境への改善に向け要請を行ってまいりたいと考えております。JR線の増便については、長崎新幹線鉄道利用促進協議会を通じまして毎年JR九州に要望を行っているところでございます。本町におきましては、特に朝夕の通勤、通学時間帯の列車の増便増結について継続して要望を行っているところでございます。また、大幅なダイヤ改正など状況によっては、住民生活への影響を鑑み緊急要望も行ってまいったところでございます。本町におきましてはJRの利用者は増加傾向にありまして、今後の需要の増加も見込まれることから増便増結について引き続き要望書を提出するなど、鉄道網の整備促進について要請を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

それでは再質問をさせていただきたいと思います。先日、全員協議会の中でワクチン接種については縷々説明がありましたので、一定のところは理解しているつもりですが、少しだけ確認をさせていただきたいと思います。現状、ワクチン接種が行われているのは75歳以上。65歳から74歳までは、まだ通知がされていないのかなと、私がいろんな住民の方から話を聞く中でそういうふう感じたんですけども、そういう状況で理解してよろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

現在、接種券をお送りしているのは65歳以上の高齢者でございます。ただし、現在、集団接種を行っているのが75歳以上の方になりますので、決定通知書につきましては75歳の方のみにお送りしております。5月の2回行った分が75歳以上の1回目ですね。6月にも2回行いますけれども、それが75歳以上の2回目ということになります。6月27日からは65歳以下が入ってくるのかなと思っておりますけれども、決定通知書につきましては、6月27日の1週間、2週間ぐらい前に通知書をお送りするように準備をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

それで、4,000人という数字が5月末で接種をされたということですけど、これはそうすると、もうほとんど75歳以上の方と見ていいものなのか。75歳以上の方だとすると、75歳以上で接種を受けた率が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

約4,000名というのは75歳以上の方とさせていただいて結構です。75歳以上の方が5,700名ほどいらっしゃいますので、率はここで計算はしていないんですけども、5,700人のうち約4,000名が受けているということになっております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

もう一つ、4,000人の接種者は、個別接種も含めての数と捉えてよろしいのか。個別接種でどれくらいの方が受けられたものなのか、教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

個別接種で約1,500名、施設の方で400名、集団接種で2,100名というふうになっております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

そうすると、先程少し説明がありました6月27日から大体65歳以上、いわゆる74歳未満の方の接種が行われるのではないかということで、ここも「決定通知はがきがやっぱりまだ来てない」というふうな不安の声もちょっとお聞きしますんで、ホームページを見るとまだ未発送というふうな形が出てますけど、これが、先程ちょっと答えられたのかもしれませんが、65歳以上の方の決定通知書がいつぐらいに発送される予定なのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

集団接種の決まった日程の日から大体1週間前か、10日前か、それくらいで発送の予定をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

それで、ある75歳以上の方で「接種券は届いた」ということで「決定通知書はまだ来てない」というふうな話をちょっとお聞きして。直接ではなかったんで、ある方から又聞きで聞いたんですけども。そしたら、その方は多分個別接種じゃないのかなというふうな話で、個別接種については御自分で病院、かかりつけ医だとか、近くの接種ができる病院に予約をするというのが条件だったと思うんで、そういう話をしたら、集団接種を望んでいたという方でいらっしゃったんですよ。75歳以上で決定通知が未発送の方っていうのもまだいらっしゃるというふうに見ていいものなのか、ちょっとそういう状況があったんで、そこを確認させていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

6月27日に一部75歳以上の方も入っておりますので、まだ発送してない方がいらっしゃいます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

恐らくそういう声が出たというのは、不安でたまらないってところがあると思うんですよね。周辺では「もう私は打った」と、「いついつ打つよ」という声がありながら、「私の所にはまだ来ていませんよ」というのがあれば、「私はどうなっているのかな」というふうな話でちょっとそういう声が出たんだと思うんですよ。そこがどれくらい残ってらっしゃるのか。6月27日の1週間前だと6月20日ですね。そうなってくると、あと20日ぐらい、まだ不安な状況を抱えないといけないのかなというふうに思いますんで。数が少なければ何らかの対応をしていただくような考えがないものなのか、あまり多ければそれは個別に対応するってのは非常に難しいかもしれませんが、やっぱり、そういう不安な状況をちょっと解消するための何か対策といいますか、考えか何かがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

6月27日に75歳以上の方が約500名か600名ほどおりますので、なかなか個別に対応するのはちょっと難しいのかなというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

個別ではちょっと難しいかもしれません。そしたら、これが可能になるのかどうか分からないんですけど、今、新型コロナウイルスの感染を広げないと言う防災無線がされております。そういう意味では、問い合わせがあれば対応できると思うんですけど。その方から話聞くと「接種券に日にちが書いてあった」と、施設の集団接種のですね。この日に行けばいいという話にまでなっているわけですね。決定通知が出てないとその日に行っても受けられないわけですから、やっぱり何らかの対応をすべきではないかなというふうに思うんですよ。先程言いかけてましたように、可能であれば防災無線か何かで皆さんに呼び掛ける「ワクチンは十分ありますよ」と。まだ決定通知が来てない方については「いずれ通知が来ます」と言うぐらいの呼び掛けなり。ホームページはなかなか見られないですね高齢者の方になると。困難かなというふうに思いますし、そうであるならば自治会の回覧か何かを利用して、そういう対応はできないものかなというふうに思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

御不安という気持ちも理解をいたしておりますので、今後どういう形でできるかちょっと分からないんですけども、検討をしていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

是非、十分検討していただきたいと思います。あと64歳以下ですね、先日も全員協議会の中で説明がありましたけども、8月中旬ぐらいから接種を始めたいというふうなことで、その中でも少し質疑がありましたけど、集団接種にするのか、個別接種にするのかというところで、ワクチンが十分あるなら集団接種の取り組みの方が非常に効率的ではないかなと。長与町の今回のこの高齢者の取り組みは、非常に私は評価すべきだったかなというふうに思うんですよね。ある所では「なかなか予約が取れない」とか、「いつになったら始まるんだ」というふうな不安の声が出る中で、長与町についてはもう最初に要望を聞いて、それに基づいて何日から始まるからここに来てくださいというふうな形で、先程言われるように、通知券が来てない方はちょっと不安を抱えている人もいますけども、おおかたの人はもうその日に打てるんだというふうな安心感があったので。必ず数が多くなりますんで、非常に難しい面もありますけども、予約をそれぞれ取って混雑を招くよりは、こういう形も良いのかなというふうに思いますけども、その辺についてのお考えはどのように考えてらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

64歳以下の方につきましては今後、職場接種とか、大学の接種とか、そういうのが始まっていて、国の方からはできるだけ早く全員に接種券を送りなさいという通知も出ておりますので、できるだけ早めに送ろうとしております。ただ、医療機関の御負担もありますので、できるだけ医療機関の予約がスムーズにいくように分割して送ろうとしておまして、集団接種につきましては、簡単に予約をできるシステムを導入いたしまして、電話での予約を少しでも減らして、ウェブ上の予約にして負担を減らしていこうかなというふうに思っております。集団接種の枠が、今のところ一般の方が高齢者に比べたら少ないというのもございますので、高齢者の方が県の大規模接種センターとか、そちらの方に誘導するとか、あと接種の上限をちょっと上げて人数を増やしてみるとか、そういうことで一般の方の枠もちょっと増やそうというふうな取り組みをしております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

ワクチン接種はなるべく早めに、効果も90数%あるというふうな話ですから、できる限りスピード感を持ってやっていただきたいというふうに思います。そこでもう一つお伺いしたいのが接種予約、いわゆる今回の集団接種にしても、個別接種にしても、接種予約が非常に難しい方。例えば障害を持っている目が見えない方だとか、ろうあの方だとかの対応で、そういう相談があったことがあるのか。そういう情報がきちっと伝わ

っているのかというところ。この辺については、お隣の諫早市では「全盲の方が全く予約が取れなくて」という話で、長与町とは違う予約システムだったのかもしれませんが、そういう状況があったというふうなことを聞いておりますので、本町ではそういう方の対応についてはどのように行っているのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

ろうあの方についての対応ですけれども、要望書とかもいただいております、まず、役場に事前に御連絡をくださいということを、ろうあ協会の方にも回答をしております。事前に役場に御連絡いただければ、手話通訳者ですとか、その方を集団接種の所に同行していただいたり、基本的には個別接種なのかなと私たちは思っておりますので、個別のかかりつけの医者とか、そちらの方で受けてくださいという案内をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

是非、こういう方々もワクチン接種が漏れないようにしていただきたいというふうに思います。最後にこのワクチン接種のところでちょっとお伺いしたいのは「高齢者の接種を7月末を目途に調整中」と説明がっております。菅総理が記者会見でしたか、何かの発言の中でそういうふうに言われて、各自治体この対応に非常に追われているというふうなニュースもお聞きしております。私、このホームページを見て、集団接種の日にと先程の、1万2,000人ですから、あと8,000人ぐらい未接種ですね。4,000人の方もまだ第1回目が接種した段階ですよ。今後第2回ということで、第2回の接種が6月6日、13日ですね、第1回目を受けたあとの4,000人になるんですかね、これは。そうすると、第1回目を打つ、あと8,000人で各施設の予定人数を計算していくと、7月末は到底無理じゃないかなというふうに思われるんですよ。我々には7月末を目途に調整中となると、7月末に何とかしてもらえるんだなというふうに期待を持ってしまうんですけども、この数字からすると、私ちょっと無理なんじゃないかなというふうに思うんですよ。いち早く接種を受けてもらうというふうなのは大事だと思うんですよ、スピード感を持って受けてもらうというのは非常に大事で。もし7月末に終わらなかったら、なぜ終わらなかったのかというふうな形の、そういうところも出てこないとも限らないので、私は、この7月末はやっぱ非常に難しいんだということをはっきりさせておくべきではないかなというふうに思うんですけども、その辺このスケジュールで可能なのか、改めてお伺いをしたい。7月末が本当にできるものなのか。できないならできないと、私ははっきり言っておいた方がいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保健部長。

○健康保険部長（志田純子君）

まず、集団の方につきましては、先程、課長が言いましたとおり、一回、一回の接種人数を増やして前倒しをするようにしております。それともう一つ、個別接種にどれだけ行っていただくかっていうのも大きな問題になっておりますので、今、各病院に枠を増やしていただくように働き掛けをしておりますし、西彼杵医師会で議題に載せてもらったりとかして、集団と個別、両輪で少しでも人数を増やしていこうと思っております。あくまでも7月いっぱいの中で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

そういうお考えなら是非、努力していただいて、あと、日本のトップの発言に振り回されないようにしっかり対応していくと。慌てると漏れが出たりだとか、そういう状況にもなりかねないもので、是非しっかりと対応していただきたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。新たな事業支援の対策はというところで、答弁の中では第三者認証制度ですか、この間、県も新聞報道などでされておりました。第三者認証制度というものが具体的にどういうものなのか、教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

飲食店における第三者認証について説明をさせていただきたいと思います。まだ県の方から、私たちもテレビ会議での説明しか受けておりませんので「案」ということで捉えていただければと思います。まず、目的といたしましては、県内の飲食店が新型コロナウイルス感染症に対応し、県民及び県に来られる方が安心して利用できる環境を整備することによって、経済の回復を図っていくためのものだということ聞いております。基準については51項目、申請は対象施設ごとに申請書を提出。あと認証というのがございます。この認証につきましては第三者認証となりまして、県が委託した業者が各施設の方に参りまして51項目について、きちんとなっているかっていうのを確認されるということでした。こちらの確認をしたときに指摘が「パーテーションがありませんよ」、「換気扇がありませんよ」ということがあると思います。こちらの指摘を受けた所に対して補助金ということで、今、予定されているのは備品の購入費、上限10万円というふうにお伺いしております。これも「案」でございますので今後また、いろいろと変わってくるかとは思いますが、備品の購入について10万円を上限に補助金を支給するというふうになっております。県におきましては6月末までに、まず第1の認証事業所をできるように努めていくというふうにお伺いしております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

これは、新たに新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金が出て、事業者支援分という形で閣議決定されて発表されたものがあるが、私は、この使い方が自由度があるというふうにならなくて、ちょっとニュースで見ただけなんですけども、あくまでも県が事業主体というふうな形になるということで、今の話も聞いて併せてなんですけども、非常に残念だなというふうに思います。結局、飲食店が対象で、そういう感染防止をしているか、してないか。してなければ、そこの備品に対して補助をしますという形で、そこでそうなるとお店に気軽に行けますよという状況を作って、なんとか商店を守りたいというところなんですけど。まず、残念なところは飲食店に限っているというところですよ。ここでは、私はもう飲食店以外も非常に大きな影響を受けているというふうに思いますので、やっぱり飲食店以外も救済する対応が必要じゃないかなというふうに思っているところが残念なところ。それと、これ直接、売上げが下がったとか、そういうところに支援するんじゃなくて備品に支援するというので、いわゆるお客さんが来なければ、もう幾ら投資しても一緒なわけですよ。そういう意味では、そこでもう2つ目に非常に残念だなというところ。なかなか県外移動というのも非常に難しいし、やっぱり県内でも先程冒頭言いましたように、大人数での会食を控えようというふうな動きがあるわけですよ、未だにですね。そういう意味では、これが果たして臨時交付の支援になっているか、支援はしているという部分では支援になっていると思うんですけども。先日、時津町では2回目のクーポン商品券を発行するという記事が出ました。やっぱり、こういうものが本町でも取り組めないかなというふうに、まだ期待をしているんですけども、いかがでしょうか。そのお考えが出てこないものなのか、再度伺いたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川口産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

御提案ありがとうございます。第三者認証につきましては、議員がおっしゃられますとおりの飲食店のみということにはなっておりますが、これを実施することで、県の方から聞いていることではあります。今後、時短をもし発令するときに第三者認証を受けている所は時短に入らないとか、そういうふうなプラスになる部分っていうのを考えていこうというふうに伺っております。あと、商品券の発行でございますが、この第三者認証の県の発表があったのとほぼ同時期に、今回、長崎市に発令されております5月、6月の時短営業に対しまして、影響がある前年比50%以上の減少というところについて、最大20万円の給付金を支給しますというふうなところで、昨日の臨時議会でも通ったというようなことで伺っておりますが、内容につきまして、どのような事業者、どのような方が影響を受けた事業者ということで県から支援が受けられるかっていうのがまだ分かっておりません。こちらの方を把握しながら、商工会の方とも話をしながら、

長与町内の事業所で、直接支援をした方が良いのか、商品券を発行した方が良いのかというのを検討しながら、今後進めていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

検討の余地があるなら是非検討していただいて。やっぱり飲食店の方も長崎市は時短営業で制約が出たということで、時短の協力をすると補償が出る、補償と言うか支給が出るという形でされていましたが、ある飲食店の方から聞くと、こういう影響というのは同じ生活圈、時津、長与、長崎市も含めてやっぱり影響が出てくるということで、ある夜のお店のスナックの関係の方は「連日開けていてもお客さんが来ない」と、「開けるのは金、土、日、3日間だけだ」というふうに言うわけですね。当然、その5日間の売上げが減るわけで、言わばもうこれまでの蓄えを取り崩して何とか生活していると、営業を続けてるという状況なんです。建設業の方にもこの間お聞きしたんですけども、ウッドショックっていうふうなことが言われて「材料が大体海外から入って来るのが止まっている」ということで、仕事があっても仕事ができない状況があるということで、本当にこのコロナの状況でいろんな影響を受けているという所がありますので、いろんなことをやって、どれが正解かというのは分からないんですけども、やっぱりできることは最大限やっていただきたいなど。先程、経常収支比率の問題が出ていましたけども、やっぱり住民があつてこそその町であるし、地元で営業してることがこの町を支えてきた、店舗が支えてきた部分もあるわけですから、そこを今、守るとするのが課せられている部分もたくさんあると思いますので、それだけではないでしょうけども、是非そういう形で取り組んでいただければと。事業所支援については是非お願いしたいというふうに思います。続きまして、先程のこの事業所支援以外では、低所得者の子育て世帯に対する生活支援特別給付金ということで今回の補正予算にも計上されているということでありましたが、先程、答弁の中で住民税の非課税以外というふうな話が出て、ちょっとこれについてもどういう形で取り組む内容なのか、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

今回のひとり親以外の世帯の給付金につきまして御説明いたします。こちらが令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給する世帯で住民税非課税世帯の方。それと高校生のみを扶養しており、児童手当の受給をしていないが住民税非課税の世帯。それと令和3年1月以降に家計が急変をし、住民税非課税相当となった世帯。こちらが今回の給付金の対象となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

今回、補正予算で事業支援以外にはこういう形で取り組むということなんで、先程の事業支援も併せてですけども、やっぱり時津町が今回、商品券を発行するに当たっては交付金だけでは不足したということで、財政調整基金も取り崩して今回の取り組みを行ったということで、是非いろんな形の、先程言いますように支援の仕方があると思うんですけども、先程の経常収支比率の問題もありますが、やはり必要なときには財政調整基金などの取り崩しも含めて、こうした事業所以外の所も支援の検討を是非していただきたいと思います。新型コロナウイルス対策については、以上で終わりたいと思います。

次に交通対策についてですけども、先程の答弁ですとコミュニティバスや乗合タクシーについては、具体的に今、計画があるわけではないわけですかね。新たな検討をして取り組んでいくというふうに、具体的に、じゃあどこの地域でどうやってやろうかっていうところまではないというところで、確認してよろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

コミュニティ交通については、具体的にこの場所をという想定は現在のところございませんで、令和元年まで足掛け2年行ってきた2地区での乗合タクシーの結果、いろんなデータも取得できておりますので、高齢化の進展等を踏まえて検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

今回の第10次で、私はなかなか難しかったのでこの計画に載っているのは非常に嬉しかったんですけども、そういう意味では継続課題っていうふうな形じゃなくて、ほかの自治体でも取り組んでいますもんね、いろんな形でですね。それを話を聞くと非常に羨ましいなというふうに思うところもありますし、利用されている方は非常に助かっているだろうなというふうに思いますんで、是非、早急な取り組みにしていきたいなというふうに思います。あと、バス便の減少ですけども、先程の御答弁ですと通勤、通学に支障がない形での減便などを行っているというふうな御答弁でした。しかし、私が聞いたのは、ちょうど通勤時間、朝の6時五十何分、私の近所、高田周辺、東高田、西高田の周辺で6時五十何分のバスと、7時ちょっと過ぎたバスが1便になったそうなんですよね。合わせて、そこで乗る人が大量に増えて非常に困っているというふうな話をちょっと聞いたんですよ。決して通勤、通学や、そういうところを配慮しているわけはなさそうだなと思って。利用している方もちょっとお怒りになっていたんですよ。やっぱりこころ辺が、相手があることですから経営の問題もあるでしょうけど、特に本町は交通網があるというのがこの長与町が一定発展してきたところだと思うんですよ。

J Rもあるということで、この間の総合計画や基本構想を見てみると必ず、これはどこの地域でもそうかもしれませんが交通網の充実っていうのは掲げてあって、当然、路線バスの充実やJ R便の増便等々が必ず目標として掲げてあるわけですよね。これが掲げていながら、残念ながら、ルートは一定団地が形成されて増えた部分もあると思うんですけども、増便されて非常に便利になったという話は聞かないんですよね。この通告書にもありますように、まちづくりの意見交換会でも必ず出る。住民のアンケートを取りました町民意識調査でも充実度、満足度が公共交通機関はマイナスだと、満足していないという形で出る。これも永遠の課題にするんじゃないくて、私はやっぱり本当に本気で取り組んでいただきたいなと。なぜ減らすかと。それは、先程何度も言いますように経営の問題があるかもしれませんが、やっぱりバスの方も利用してもらうことで利益を上げていくわけでしょうから、J Rにしてもそうですけど永遠の課題ではなくて、やっぱり本気で、本気で取り組むと言うのは失礼かもしれませんが、課題だけ上げて、できませんでしたというふうな形で終わっているんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺いかがですか。何か御答弁いただければお願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

まず、最初に御指摘があったダイヤの件ですけれども、町内2社の事業者が運行をされておりまして、御指摘の地区は恐らく長崎バスかなと思うんですけども、今回の春のダイヤ改正で、全体で申し上げますと、むしろ長崎市方面行きていうのは1便増えています。路線がちょっとどこか分かりませんが、確かに路線によっては2便減ったとかいう所もございますが、トータルでは増えていると。復路も含めてほぼ変わってないような状況でございます。ただ御指摘の時間帯の変更があっているということは、今ちょっと手元に詳しいダイヤがありませんけれども、戻って詳しく調べてみたいと思います。それから公共交通の充実という施策ですけれども、御案内のとおり地域公共交通網改善計画というのを立てて、本町の課題を洗い出すこと、それをもって事業者への要望ですとか、町としても乗合タクシーの実証運行という形で改善に向けて努力をしております。先程、御案内があった町民意識調査にも確かに様々な御意見がありますけれども、充実度という意識調査の結果では、確かに子育て、教育、医療といったほかの分野よりは充実度は低い状況ですけれども、5年前と比べますと充実度は上がっているという状況でございますし、実際に、例えば長崎駅からバイパスを経由した長与駅行きのバス、今までなかったものが新たにこの5年間で導入もされております。それから市街地の整備に合わせた充実、通勤、通学時間帯の時間短縮というような改善は一定図っていただいているというところがございますので、今後も引き続き充実度の改善に向けて努力してまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

100%っていうのは、やっぱり難しい部分あると思うんですよ。住民の人もみんなが満足するというのは、確かにどこかで、それこそバス停が遠いだとか、自分の移動したい時間に無いだとかっていうのはあるかもしれませんが、前回よりは良くなったという話ですが、それでもやはり、この公共交通の問題というのは生活環境の充実であれば満足度が低いのが文化施設の次ですね、公共交通の住民満足度が低いと。まちづくり意見交換会でも必ずバスの便、JRの便を増やして欲しいという、言えばきりが無い部分かもしれませんが必ず出てくるということは、やはり長与町の生活環境だと思うんですよ。通勤者が多い、やっぱりバスで町外へ出るという部分がたくさんあるということが、やっぱりこういうのを影響してきてくると思うんで、私はどこに通じるかと言うと、バスの増便だとか、JRの増便がなかなか難しいってなると、やはりそれに対応するのがコミュニティバスだとか、乗合タクシーだとか、それはできるかどうか分からないですけど、相手があることです。ただ、そういうふうなので住民の満足度を上げていくべきではないかなというふうに思うんですよ。それこそこういう充実することで、町長が言われる「幸福度」というのが上がってくるのではないかなというふうに思います。質問しても御答弁は一緒かなというふうに思います。是非そういう立場で取り組んでいただきますことをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで河野龍二議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時15分まで休憩いたします。

（休憩 15時02分～15時15分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第2、議案第34号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

では、議案第34号について質問させていただきます。こちらは、これまでは無かった費用弁償が追加されるということですが、これは、この農業委員及び農地利用最適化推進委員の方々に、これまでと違った何か新しい役割というか、業務などが増えることが前提でそうになっているのか。そうではなく、やっていただくことは今までどおりなのかということと、もし、そういう増える何か役割、お仕事があるのであればどのようなものか。もし、ないのであれば、この増額というか追加になった理由というのをお示しいただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

福本農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（福本美也子君）

今回は農地利用の最適化に関する活動につきまして、その活動に対して委員の上乗せ報酬を支給できるようにするという改正でございます。農地利用の最適化の活動と言いますのは、委員の活動としてこれまでも定められておりますので、何か新しいことをやるというよりは、これまでの活動に対して上乗せをするというふうに考えております。今回、条例改正の理由というところでございますけれども、今後、農地利用の推進に向けて活動をさらに積極的に進めていくに当たりまして、この交付金を導入いたしまして、より頑張っていただきたいと、そういった趣旨で今回計上させていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうしますと、これまでどおりということですが、「活動及び成果に応じて」とある、その活動及び成果。何を基準に、誰がどう評価して、報酬と言いますか、この金額等を決定するのか、何か全国的な統一された基準等があるのか、その辺りをお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

福本農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（福本美也子君）

この最適化交付金につきましては、最適化交付金の基準要綱というのが国の方で定められております。その内容に従って、その活動に資するものを活動していただいた場合に支給の対象となるという形になっておりまして、具体的に申しますと、数値を計るものとしたしましては遊休農地の発生防止や解消、それから担い手への農地の集積、集約化、こういったものが挙げられております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第3、議案第35号長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4、議案第36号長与町民文化ホール外壁改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

河野議員。

や解体工事を行う場合はアスベストが飛散する恐れがありますので、アスベストを取り除く特殊な工事が必要となるとなっております。そのためアスベスト撤去工事になりますけれども、アスベストの量としましては、設計の試算では0.144立方メートル。それに対して養生フィルムであったり、特殊な保存方法、こういったものを業者が施工する予定となっております。健康対策、町民の方に害がないのかということですが、先程、特殊な工事という話をしましたが、その中で養生フィルムで包んだりとか、それを保管する場所、そういった特殊な工事を施しますので、町民の方には害はありません。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第36号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第36号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第36号長与町民文化ホール外壁改修工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第37号令和3年度長与町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

安部議員。

○6番（安部都議員）

説明書の方で質問いたします。6、7ページ、14款2項4目、通学路の確保補助金で30,250万円。これはPDCAのサイクルに基づいて行われていると思いますが、現在の危険箇所の対策必要箇所がどのくらいなのか、今年度の年間スケジュールを教えてくださいと思います。それから同じく下に行きまして15款3項7目、地域部活動推進事業委託金で109万2,000円。これは令和2年9月公表、学校の働き方改革の、休日の部活動の地域移行に踏まえ、それぞれ委託金でありますけれども、本町におきましては住民の協力を下に活動を行っていると思いますが、今後の地域人材の確保や今年度の運営状況の確保は十分なのかをお聞きいたします。

それから歳出に行きまして16、17ページ、7款1項1目長与町サテライトオフィス開設支援事業補助金の3,500万円。これはコロナ感染リスク回避のリモートワークなどの新しい働き方の推進だと思いますが、これに伴う支援事業の目的、対象となる事業者、規程、支援内容、一事業者の補助対象額などを教えていただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

6、7ページの14款2項4目土木費国庫補助金の道路橋りょう費補助金でございますが、この分につきましては、歳出の方にも出てくる定林橋の工事に対応した国庫補助金となっておりますので、定林橋の工事だけをする補助金となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

中学校費委託金の地域部活動推進事業委託金ですけれども、これにつきましては本年度、地域部活動の、長崎県の委託も受けて、長与中学校を中心としながら研究に取り組む委託金でございます。また併せて、先程御質問がありました運営状況についてですが、長与スポーツクラブの御協力をいただきながら現在順調に進行しているところです。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

歳出の16、17ページ、7款1項1目18節長与町サテライトオフィス開設支援事業補助金3,500万円について、まず目的でございますが、議員がおっしゃられたとおり、サテライトオフィス等を開設する企業に対しテレワークの推進、ウィズコロナ、アフターコロナの時代のワークスタイルであるテレワークの推進を図ること。もう一つの目的といたしましては、そちらに来られる社員の皆様、こちらの方たちが移住、定住にも繋がればということで補助金の支給となっております。また、補助の対象が企業ということになっております。また、補助の対象となる設置される場所は長与町内となっております。もう一つ、額でございますが、今のところ1事業者を選定できれば、思っておりますので1事業者、上限が3,500万円、全体事業費の2分の1とさせていただきます。あと、補助の対象基準といたしまして11の項目を設定させていただいておりますが、主なものといたしましては、まずは共用型のサテライトオフィスを設けていただく。あと、共用部分が5人以上で使われるものであること。あと、セキュリティの確保されたWi-Fiなどネット環境を必ず整備してください。あと、事業の着手が交付決定日以降であること。あと、対象となる費用といたしましては工事費になりますが、環境設備、電気、電話配線、空調整備、内装整備、情報セキュリティ関連機器等の整備、あとは備品の購入。あと、建物につきましては空き店舗を使った場合だけ賃

貸借料も対象とさせていただいているところでございます。なにぶん、まだ公募要領の案でございますので、今後また変更ということがあり得るかとは思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑ありませんか。

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

議事運営でちょっとお尋ねをしておきたいと思います。午前中の全員協議会で質問しておけばよかったんですけど、今回、分割審議ということになるわけですけど、この本会議の中で要は総務と産業と分かれるわけですけど、ランダムに質問を受け付けるのか。もしくは、結局、総務を全部先にやって、次に産業をやるのか。その手順と言いますか、それはどのように考えているのか、議長の考え方をお知らせください。

○議長（山口憲一郎議員）

午前中の全協でも議運の委員長がお話しされていまして、自分が所属していない委員会の質疑は今までどおりということとなっております。私もそのように考えております。今回は一括で進めてまいりますので、御理解いただければと思っております。

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

言われるとおり、今回はちょっと科目が少ないのでランダムでも結構だと思うんです。今後、当初とか、それから決算があるから、かなりの数になると思うんです。それをすみ分けしながらやるのが良いのか、もしくはランダムでやるのが良いのか、その時間帯を計りながら議長の判断を仰ぎたいと思っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

ありがとうございました。

ほかに質疑ありませんでしょうか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

では、総務厚生委員会所管分につきまして質問いたします。説明書の12、13ページにあります歳出3款2項1目児童福祉総務費18節、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金ですが、こちらは政府が3月16日に決定した児童一人当たり5万円の支援策になるかと思いますが、先程の同僚議員の一般質問の中でも御説明いただきましたが、この給付金のうち低所得のひとり親世帯に対しての給付は都道府県が主体になっており、もう既に5月11日に支給されていると思いますので、それ以外のその他の低所得の子育て世帯の分となりますが、政府のこの給付金に関する説明書を読みますと「その他低所得の子育て世帯に対しても課税情報が判明したのち、可能な限り速やかに支給」とあるんですね。ですので、私はこれに関しては、この6月定例議会より前に専決処分等で進められるのかと思っておりましたんですが、今回、この一般会

計補正になっております。それについて伺いたいのは、この早い支給が求められている給付金が今回の定例会での予算計上になった理由。課税情報が判明するのがこれからののか、そういった理由があるのか。もし、もっと早く支給が可能であれば、これ、来週の結審までは執行できない予算ですし、一日も早い方が良いと思ったので、そういうことはできなかったのかということをお伺いします。あと、また別のところで同じページの下段4款1項1目、骨髄等移植ドナー助成費について伺いたいんですが、こちらは県内でも既に先行して導入している自治体と同じように1日2万円掛ける7日分ということで理解してよろしいのかということと、上限が14万円になってますが、この骨髄移植というのはどの程度あるものなのか私は存じませんが、仮に年度内にこの14万円、どなたかが1人でも2人でも使い切った場合、それ以降、もし移植ドナーという方がいらっしゃった場合、その方に対してはもう助成が出ないのか。それとも何かしら追加で、補正等で助成できるものなのかということと、あとは、この制度の、本町がこのドナー助成費を導入したということの周知ですね。こちら基本的には、日本骨髄バンクに登録している人でドナーになった方への助成だと思うんですが、本町がこれを導入した時点で、長与町内在住と分かっているドナーの方に、長与町はこういうのを導入しましたというような通知をするのか。もしくは、いわゆる移植が可能になった適合通知というのがドナーの方には来るそうですが、長与町在住の方にそれをお送りするときなどに、長与町にはこういう助成制度がありますよみたいな、個別というか、その都度お知らせするのか。もしそういったものが決まっていれば、とにかく申請漏れが出ないようにと想っていることなんですけど、ちょっと御説明いただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

3款2項1目18節負担金、補助及び交付金の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金4,100万円の今回の補正予算での計上につきまして御説明申し上げます。今回、課税情報が判明するのが6月に入ってからということでありました。それと、専決と今回の補正とどちらが良いのかということも検討いたしましたが、やはり課税情報が6月に入ってからしか出ないということもありまして、議会できちんと予算を計上させていただいてから速やかに支給を行うっていう決定をいたしました。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

12、13ページ、4款衛生費1項保健衛生費、骨髄等移植ドナー助成費の件でございますけれども、議員おっしゃったとおり1日2万円の7日を上限として助成することになっております。県に事前に聞いたところ、年に1人いるかどうかということですので、今年度については1人分ということで予算計上させていただいております。

仮に、もし2人出てきた場合には、補正等で対応しようということで考えております。周知に関しましてはドナーの対象者がどなたかっていうのを長与町では把握しておりませんので、その辺も含めて今後、周知をどうするか検討していきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑ありませんか。

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

産業文教委員会所管分につきまして質問させていただきます。1項目だけなんですけれども、10款3項2目、3目ですね。先程、同僚議員からも質問あったんですけれども地域運動部活動推進委員会、及びこの活動の事業委託料に関してですけれども、まず、この事業についてもう少し詳細な説明をお願いしたいと思います。あと、委員会の委員、どういった方が委員になるのかですね。それと、新しく理事が代わられて議会も初めてで答弁の語尾のところ、もう既に実施しているみたいな、実施しているっていうふうなお話があったんですけど、この事業はまだ予算が通ってないわけで、実施してないと思うんですけれども、そのスポーツクラブがこの事業に何かしら関係しているのか、そこも含めてお尋ねいたしたいと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

10款3項2目について御質問にお答えいたします。地域部活動に関しましては、先程のお話ですが、事前に、昨年度からこの事業ではなく試行という形で模索を続けてきております。それを本年度、長崎県の委託を受けて実施するということですので、議員御指摘のように本案を通ったのち、正式なこの地域部活動の活動はスタートするという認識に立っております。委員会のメンバーについてですけれども、本町が受ける形になりますので、本町の教育委員会、それとそこに入ってきます中学校長、そして先程話しましたけどもスポーツクラブ代表者、そういったところを構成員としております。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

委託内容、これももう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

基本的には土曜日、日曜日といった週休日、あるいは祝日等の部活動の地域での実施、そこに関わる、あるいはその運営のあり方を模索していくという形になります。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

委員会ならもっと詳しく聞けるんですけど、3問目ですので、理解をもう少し深めたいと思いますので、この委託料が詳しく1,000円単位まで出ているんですけども、この積算根拠を示していただけますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

森本教育総務課長。

○教育総務課長（森本裕子君）

主な中身ですけども、事業推進会議出席謝金と業務に係る作業などになります。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第37号は、委員会条例第2条に基づき総務厚生常任委員会及び産業文教常任委員会に分割付託します。

日程第6、議案第38号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

議案第38号について質問いたします。今回の補正は、今年度の介護保険特別会計の当初予算の財源の組み替えになるものと思いますが、国からの保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の交付決定によるものだと思うんですが、この交付金は市町村が高齢者の自立支援、重度化防止に向けて取り組んだことについて、改善度合いなどの実績で評価されて付与されるというものだと思うのですが、今回の交付というのは、本町のこれまでのどのような実績評価、令和2年度までにどのような取り組みを主に行って、どのような実績となって表れ、評価されたのか。詳細でなくても結構なんですが、ほかの市町よりも特色などもあれば教えていただければと思います

○議長（山口憲一郎議員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

説明書6、7ページの歳入の方で説明をさせていただきます。3款2項4目保険者機能強化推進交付金と5目介護保険保険者努力支援交付金。こちらが歳入で今回、国の方から交付金を受け入れるものでございますけれども、議員がおっしゃったように本町で行っております地域支援事業に関する事業の評価と言いますか、それに対して交付を受けるものでございます。この内容につきましては、地域支援事業の中に本町でいろいろやっております介護予防事業であったり、包括的支援事業、こういったもの縷々ござい

ますけれども、それを項目ごとに国が示す評価がありまして、例えば、介護予防事業をどんなことをやっているかとか、そういったものを、やっている、やっていないとか、そういったので評価をして点数を出すものでございます。その項目については保険者、長与町の方で自己採点をいたしまして、県の方に報告をして、人口規模に応じて予算額が国の方で決まっておりますので、それを按分した形で国の予算に応じて振り分けがされて交付金を受ける内容になっております。市町で行う特別事業についてもこの交付金の対象にはなっているんですけども、長与町としてはその特別事業というのはやっておりませんので、それは今回この交付金の算定には入っていない状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

ほかの市町の例をちょっと調べましたら、県外ですけれどもほかの都道府県で、いきいき長寿表彰事業であったり、高齢者等のバスタクシー利用料金助成事業、そういったものもこの交付金の対象になっていたようなんですが、それが今おっしゃった特別事業というものでしょうか。もしそうであれば、今、長与町は特別なものはないとおっしゃられたと思うんですが、今後そういう予定というのは何かありますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

議員がおっしゃられたような事業につきましては、市町での特別事業という形の対象になってくるかと思えます。本町におきまして今のところ計画はございませんけれども、今、介護保険は基本的に特別会計で運営をしているところでございますけれども、この交付金については一部一般会計の方に繰り出して先程の市町の特別事業に、介護予防とか、そういった事業を実施することができるということもなっておりますので、これにつきましては今、検討を進めているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、総務厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案第34号、議案第35号、議案第37号、議案第38号の4件は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月8日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、議案第35号、議案第37号、議案第38号の4件は、

6月8日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長は、審査の結果を6月8日までに議長に報告願います。

以上で本日の日程は全部終了しました。明日から委員会審査のため本会議を休会し、6月9日定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

(散会 15時55分)